



第43回
定時株主総会
招集ご通知

日 時

2023年6月28日（水曜日）午前10時
受付開始 午前9時

場 所

神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目4番
新横浜プリンスホテル 3階 ノクターン

議 案

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
- 第7号議案 株式移転計画承認の件

株主の皆さまへ

株主・投資家の皆さまには、平素より格別のご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

2023年3月期における当社グループを取り巻く事業環境は、ウクライナ情勢などの地政学リスク、資材価格の高止まりや調達遅延などの影響の継続、物価高などがあるものの、新型コロナウイルス感染症による行動制限が緩和され、経済活動は正常化に向けた動きが見られました。また、国内の情勢に目を向けると、急速な産業構造の変化や、少子高齢化が進行し、人材の流動化がますます拡大していくものと思われま

す。このような経営環境の中、当社グループは「働く機会と希望を創出する」というミッションに基づき、企業と人の成長を支援する人材ソリューションサービスで、働く人が働きがいを持ち、成長していける



職場を作り上げていくとともに、社会変化や産業構造変化に対応できるサービスの提供を目指し、「高い成長力のある企業グループに変革」すべく、2022年8月に中期経営計画を発表しております。

中期経営計画の達成に向けて、タレントマネジメント、教育研修、キャリア開発に積極投資することで人的資本経営を实践し、業務のデジタル化、サービスの高度化と品質向上を図りながら、人材流動化への対応を行ってまいりました。

特に教育研修への投資においては、2023年4月に9か所目の研修施設となる日総テクニカルセンター熊本を開設し、需要が高まる半導体関連の人材ニーズに対し、より幅広くお応えしていくとともに、各地域の産官学連携の取り組みに参画するなど、人材育成を通じた地域や産業への貢献に取り組んでおります。今後も人材確保と専門性の高い人材育成の両面から、新たな価値の創造を図り、より高度なスキルを身に付けた人材の輩出を目指してまいります。

また、本株主総会は、当社グループの持株会社体制への移行を決定する重要な場となります。持株会社体制へと移行することにより、事業特性に応じた柔軟な制度設計などを通じて、人材育成力や事業競争力の強化に取り組んでまいります。新設される持株会社は、各事業会社の成長支援とグループ全体最適を図り、より中長期的な視点をもって、企業価値の向上に努めていく所存です。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも一層のご指導、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

代表取締役社長執行役員兼CEO

清水 竜一



創業理念

人を育て 人を活かす

ビジョン

メイド・イン・ジャパンを支える
最高のプロ集団になる

目次

第43回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
事業報告	43
連結計算書類	66
計算書類	69
監査報告	72

証券コード 6569
2023年6月8日

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株 主 各 位

神奈川県横浜市港北区新横浜一丁目4番1号
日 総 工 産 株 式 会 社
代表取締役社長執行役員兼CEO 清 水 竜 一

第43回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、当社第43回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。
当社ウェブサイト https://www.nisso.co.jp/ir/event/event_03.html

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。
東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>
（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「日総工産」又は「コード」に当社証券コード「6569」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、新型コロナウイルスの感染リスクを避けるため、株主の皆様のご来場につきましては、株主総会開催日時点での流行状況やご自身の体調をご確認のうえ、慎重にご判断いただき、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使できますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討の上、**2023年6月27日（火曜日）午後6時まで**に議決権をご行使いただきますようお願い申し上げます。

【株主総会のお土産について】

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年6月28日（水曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2. 場 所 神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目4番
新横浜プリンスホテル 3階 ノクターン
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

3. 目的事項 報告事項

1. 第43期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第43期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
- 第7号議案 株式移転計画承認の件

4. 招集に当たっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3) インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (4) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。

①連結計算書類の「連結注記表」

②計算書類の「個別注記表」

したがって、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

~~~~~



議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席する方法

当日ご出席の際は、お手数ながら、議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

株主総会開催日時

2023年6月28日（水曜日）
午前10時



書面（郵送）で議決権を行使する方法

議決権行使書用紙に各議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2023年6月27日（火曜日）
午後6時到着分まで



インターネットで議決権を行使する方法

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2023年6月27日（火曜日）
午後6時入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

〇〇〇〇 御中

××××年 ×月××日

1. _____
2. _____
3. _____
4. _____

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

見本

〇〇〇〇〇〇

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号、第2号、第5号、第6号、第7号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第3号、第4号議案

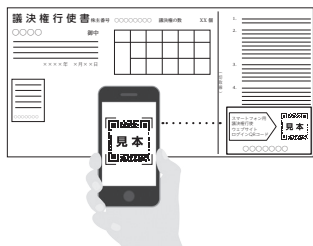
- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」の議決権行使は**1回のみ**。

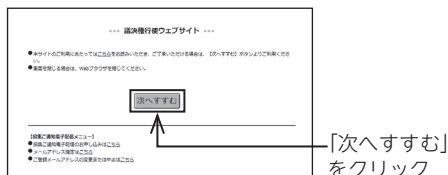
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移出来ます。

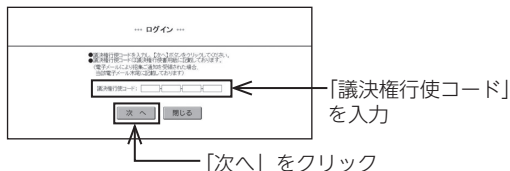
議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

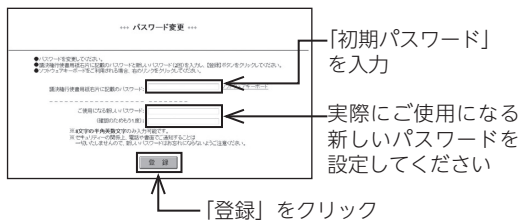
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル
☎ 0120-768-524
(受付時間 年末年始を除く午前9時から午後9時)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題のひとつと考え、安定配当の維持を基本としながら、今後の事業展開等を勘案して、以下のとおり第43期の期末配当をいたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金16円 総額544,395,520円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2023年6月29日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能の強化及び更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) その他、上記の各変更に伴う条数の変更等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本議案にかかる定款変更は、本総会の終結の時をもって、効力を生じるものとします。
(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条～第3条 (条文省略)	第1条～第3条 (現行どおり)
(機関)	(機関)
第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。	第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
1. 取締役会	1. 取締役会
2. <u>監査役</u>	2. <u>監査等委員会</u>
3. <u>監査役会</u>	(削除)
4. 会計監査人	3. <u>会計監査人</u>
第5条 (条文省略)	第5条 (現行どおり)
第2章 株 式	第2章 株 式
第6条～第9条 (条文省略)	第6条～第9条 (現行どおり)
(株主名簿管理人)	(株主名簿管理人)
第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。	第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。
② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。	② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会または取締役会の決議によって委任を受けた取締役が定める。
③ 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。	③ 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。
(株式取扱規程)	(株式取扱規程)
第11条 当社の株式に関する取扱いおよびその手数料等については、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。	第11条 当社の株式に関する取扱いおよびその手数料等については、法令または本定款のほか、取締役会または <u>取締役会</u> の決議によって委任を受けた <u>取締役</u> において定める株式取扱規程による。
第3章 株 主 総 会	第3章 株 主 総 会
第12条 (条文省略)	第12条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(招集権者および議長)</p> <p>第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長となる。</p> <p>② 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>第14条～第17条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第18条 当社の取締役は、10名以内とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p>(招集権者および議長)</p> <p>第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>あらかじめ取締役会が定めた取締役</u>が招集し、その議長となる。</p> <p>② 前項の取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>第14条～第17条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第18条 当社の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) は、10名以内とする。</p> <p>② <u>当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、株主総会において選任する。<u>ただし、監査等委員である取締役は、それ以外の取締役と区別して選任するものとする。</u></p> <p>② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>④ <u>補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第20条 取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>② 補欠または増員のため選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第21条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>② 取締役会は、その決議によって取締役社長、取締役会長のほか、必要に応じて取締役副社長、専務取締役および常務取締役を選定することができる。なお、取締役社長は当会社を代表する。</p> <p>③ 取締役会の決議によって、取締役社長以外に、前項の役付取締役の中から代表取締役を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長) 第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長となる。</p> <p>② 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p>	<p>② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>③ 補欠または増員のため選任された取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、他の在任取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期の満了する時までとする。</p> <p>④ <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第21条 取締役会は、<u>その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。</u></p> <p>② 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から取締役会長、取締役社長を選定することができる。</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>(取締役会の招集権者および議長) 第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会においてあらかじめ定められた取締役がこれを招集し、その議長となる。</u></p> <p>② <u>前項の取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合は、これを短縮することができる。</p> <p>② 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>第24条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第25条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより、書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役および監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</p> <p>② 前条第2項の取締役会決議に関する議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成する。</p> <p>第26条 (条文省略)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第28条 (条文省略)</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、各取締役に對し会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合は、これを短縮することができる。</p> <p>② 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第24条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>第25条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第26条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより、書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>第27条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第29条 (現行どおり)</p>

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

現 行 定 款	変 更 案
<p>(執行役員) 第29条 取締役会は、その決議によって執行役員を選定し、当会社の職務を分担して執行させることができる。なお、執行役員を選定、退任、職務、任期等については、取締役会において定める執行役員規程による。</p> <p>第5章 監 査 役 お よ び 監 査 役 会 (員数) 第30条 当会社の監査役は、4名以内とする。</p> <p>(選任方法) 第31条 監査役は、株主総会において選任する。 ② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(任期) 第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ② 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(常勤の監査役) 第33条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p> <p>(監査役会の招集通知) 第34条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ② 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p>	<p>(執行役員) 第30条 取締役会または取締役会の決議によって委任を受けた取締役は、執行役員を選定し、当会社の職務を分担して執行させることができる。なお、執行役員を選定、退任、職務、任期等については、取締役会または取締役会の決議によって委任を受けた取締役が定める執行役員規程による。</p> <p>第5章 監 査 等 委 員 会 (削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役会の決議方法) <u>第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役会の議事録) <u>第36条 監査役会の議事録は、法令で定めるところにより、書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役会規程) <u>第37条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(報酬等) <u>第38条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役の責任免除) <u>第39条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> <u>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(常勤の監査等委員) <u>第31条 監査等委員会は、その決議によって監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(監査等委員会の招集通知) <u>第32条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第6章 会 計 監 査 人</p> <p>第40条および第41条 (条文省略)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第42条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p> <p>第43条 (条文省略)</p> <p>第7章 計 算</p> <p>第44条～第47条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>② <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の<u>手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></u></p> <p><u>(監査等委員会の決議方法)</u></p> <p>第33条 <u>監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査等委員の過半数が出席し、その出席した監査等委員の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>(監査等委員会の議事録)</u></p> <p>第34条 <u>監査等委員会の議事録は、法令で定めるところにより、書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査等委員は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</u></p> <p><u>(監査等委員会規程)</u></p> <p>第35条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p>第6章 会 計 監 査 人</p> <p>第36条および第37条 (現行どおり)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第38条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p> <p>第39条 (現行どおり)</p> <p>第7章 計 算</p> <p>第40条～第43条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p>第1条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、第43回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行し、取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって全員任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）4名の選任をお願いするものであります。本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役候補者は、以下のとおりであります。

なお、取締役候補者につきましては、指名報酬委員会での審議を踏まえて、取締役会で決定しております。

候補者番号		氏名	性別	現在の 当社における地位	取締役会への 出席状況 (第43期)
1	再任	しみず りゅういち 清水 竜一	男性	代表取締役 社長執行役員 兼CEO	100% (20回/20回)
2	新任	ふじの けんじ 藤野 賢治	男性	専務執行役員 兼COO	—
3	新任	はやかわ なおき 早川 直規	男性	常務執行役員 兼CFO	—
4	新任 社外 独立	ふくい じゅんいち 福井 順一	男性	顧問	—

再任 再任取締役候補者

新任 新任取締役候補者

社外 社外取締役候補者

独立 証券取引所等の定めに基づく独立役員

候補者番号

1

しみず りゅういち
清水 竜一

再任

生年月日 1961年5月30日

所有する当社の株式数
128,055株

略歴、当社における地位及び担当

1988年7月 当社 入社
1990年10月 同 豊田営業所長
1991年8月 同 取締役豊田営業所長
1993年2月 同 取締役生産事業本部長
1997年4月 同 取締役管理本部長
1998年9月 同 常務取締役
2001年6月 同 取締役副社長
2004年4月 同 代表取締役社長
2019年4月 同 代表取締役会長
2020年2月 同 代表取締役会長兼社長
2021年4月 同 代表取締役社長執行役員兼CEO（現任）

■重要な兼職の状況

清水興産株式会社 取締役
株式会社CWホールディングス 代表取締役
NSホールディングス株式会社 取締役
一般社団法人日本BPO協会 会長
一般社団法人人材サービス産業協議会 副理事長

■取締役候補者とした理由

清水竜一氏を取締役候補者とした理由は、当社に入社以来、総合人材サービス事業の展開において重要な業務の意思決定に携わり、経営者としての豊富な業務経験と実績及び見識を有しており、今後さらなる企業価値の向上に向けた当社及び当社グループ全体の経営戦略の実現への貢献が期待されることから、適任であると判断し、取締役候補者といたしました。

候補者番号		新任	
2	ふじの けんじ 藤野 賢治	生年月日	1973年8月13日
		所有する当社の株式数	40,300株
略歴、当社における地位及び担当			
1994年6月	当社	入社	
2000年10月	同	八王子営業所長	
2007年4月	同	南関東事業所課長	
2009年4月	同	厚木事業所長	
2013年4月	同	東日本エリア・マネージャー	
2014年4月	同	採用部長	
2015年4月	同	採用部執行役員	
2019年4月	同	管理本部上席執行役員	
2020年4月	同	事業本部上席執行役員	
2022年7月	同	常務執行役員	
2023年4月	同	専務執行役員兼C〇〇（現任）	
■重要な兼職の状況			
株式会社ベクトル伸和 取締役			
株式会社LeafNXT 取締役			
■取締役候補者とした理由			
藤野賢治氏を取締役候補者とした理由は、当社グループの主力事業である総合人材サービス事業において、豊富な経験、実績及び知見を有しており、当社グループの今後の事業拡大及び経営全般に対する適切な役割を果たしていただけるものと判断し、取締役候補者としたしました。			

補者番号		新任	
3	はやかわ なおき 早川 直規	生年月日	1958年6月25日
		所有する当社の株式数	2,400株
略歴、当社における地位及び担当			
1981年4月	株式会社三菱銀行(現株式会社三菱UFJ銀行)	入行	
2007年10月	シティバンク銀行株式会社	入社	
2015年11月	楽天銀行株式会社	入社	
2016年6月	同	執行役員企画本部長兼コンプライアンス統括本部長	
2018年8月	当社	入社	
2019年4月	同	経営革新室長	
2020年4月	同	関連事業経営支援室副室長	
2021年4月	同	執行役員兼取締役会特命担当	
2022年4月	同	上席執行役員	
2023年4月	同	常務執行役員兼C F O（現任）	
■重要な兼職の状況			
日総びゅあ株式会社 監査役			
■取締役候補者とした理由			
早川直規氏を取締役候補者とした理由は、金融機関における豊富な経験、実績及び知見を有するほか、経営企画等を経験し、内部統制やコーポレート・ガバナンスに関する豊富な経験と実績を有しており、当社グループにおける経営管理体制の強化に対する適切な役割を果たしていただけるものと判断し、取締役候補者としたしました。			

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

補者番号 4	ふく い じゅん い ち 福井 順一	新任	社外	独立	所有する当社の株式数 ー株
略歴、当社における地位及び担当					
1977年 4月 日本不動産銀行（現株式会社あおぞら銀行） 入行 1999年 2月 同 広報部長 2000年 6月 同 秘書室長兼広報室長 2001年 4月 同 本店営業第三部長 2005年10月 株式会社スタッフサービス・ホールディングス 取締役 2014年 3月 同 顧問 2014年10月 一般社団法人共同通信社 経営企画室顧問 2015年 6月 株式会社共同通信社 取締役事業担当 2016年 6月 同 常務取締役 2018年 6月 株式会社クレスコ 社外取締役（現任） 2019年 6月 株式会社共同通信社 顧問 2022年 8月 当社 顧問（現任）					
■重要な兼職の状況 株式会社クレスコ 社外取締役					
■社外取締役候補者とした理由及び期待される役割 福井順一氏を社外取締役候補者とした理由は、企業経営に関する見識と経験を有するほか、経営企画、広報等に関する豊富な経験と実績を有しているためです。社外取締役としての客観的な立場で取締役会において助言、支援等を果たしていただけるものと判断し、社外取締役候補者いたしました。					

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 候補者の福井順一氏は、社外取締役候補者であります。
3. 福井順一氏は、当社の社外役員の独立性判断基準及び株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしていることから、同氏の選任が承認され、就任した場合は独立役員として届け出る予定であります。
4. 福井順一氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額とする予定です。
5. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関して責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合、全ての取締役候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものであります。本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

なお、監査等委員である取締役候補者につきましては、指名報酬委員会での審議を踏まえて、取締役会で決定しております。

候補者番号	いしだ あきら 石田 章	新任	社外	独立	所有する当社の株式数 一株
1		生年月日	1951年7月21日		
略歴、当社における地位					
1974年 4月 株式会社三菱銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行） 入行					
2002年 6月 市田株式会社 代表取締役副社長					
2005年 6月 千歳興産株式会社 入社					
2008年 1月 同 常勤監査役					
2011年 6月 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 社外監査役					
2014年 7月 千歳興産株式会社 顧問					
2014年 8月 トーセイ・アセット・アドバイザーズ株式会社 社外監査役					
2015年 6月 株式会社カワタ 社外監査役					
2016年 4月 当社 顧問					
2016年 6月 同 社外監査役					
2016年 6月 株式会社カワタ 社外取締役（監査等委員）					
2020年 6月 当社 常勤監査役（社外）（現任）					
2021年 4月 日総ブレイン株式会社 監査役（現任）					
2021年 4月 日総ニフティ株式会社 監査役（現任）					
■重要な兼職の状況					
日総ブレイン株式会社 監査役					
日総ニフティ株式会社 監査役					
■監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要					
石田章氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、金融機関及び他社における監査等委員である取締役などの見識と経験が豊富であるためです。引き続き、同氏の客観的な見地から意見や提言をいただくことで、当社の経営の合理性・透明性を高めることができる人材として適任であると判断し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。					

補者番号		新任	社外	独立	所有する当社の株式数 －株
2	おおの みき 大野 美樹	生年月日 1971年8月3日			
略歴、当社における地位及び担当					
1994年4月	海外経済協力基金（現独立行政法人国際協力機構）	入社			
2003年11月	司法研修所	入所			
2005年10月	弁護士 登録				
	馬車道法律事務所	入所			
2019年10月	法律事務所クレイン開設	弁護士（現任）			
2020年6月	当社	社外取締役（現任）			
■重要な兼職の状況					
法律事務所クレイン 弁護士					
■監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要					
大野美樹氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての見識と経験を豊富に有しており、取締役会において積極的にご発言いただくなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督等適切な役割を果たしていただいているためです。引き続き、その専門的な知識・経験に基づく客観的かつ中立的な見地から、経営全般の監督機能を果たしていただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者いたしました。					

候補者番号		新任	社外	独立	所有する当社の株式数 －株
3	さかの ひでお 坂野 英雄	生年月日 1972年10月28日			
略歴、当社における地位					
1995年10月	太田昭和監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）	入所			
1999年4月	公認会計士 登録				
2005年3月	坂野公認会計士事務所開設	所長（現任）			
2005年8月	税理士 登録				
2006年2月	大有監査法人（現 有限責任大有監査法人）	社員			
2011年9月	大有ゼネラル監査法人（現 有限責任大有監査法人）	代表社員（現任）			
2020年6月	当社	社外監査役（現任）			
■重要な兼職の状況					
坂野公認会計士事務所 所長 有限責任大有監査法人 代表社員					
■監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要					
坂野英雄氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、公認会計士及び税理士としての見識と経験が豊富であるためです。引き続き、その専門的な知識・経験に基づく客観的かつ中立的な見地から、経営全般の監督機能を果たしていただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者いたしました。					

候補者番号

4

は ま だ ゆ き て る
浜田 幸輝

新任

社外

独立

生年月日 1959年10月18日

所有する当社の株式数
一株

略歴、当社における地位及び担当

- 1982年 4月 株式会社三菱銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行） 入行
- 2012年 2月 千歳興産株式会社（現 千歳コーポレーション株式会社） 入社
- 2014年 2月 千歳ファシリティーズ株式会社 取締役
- 2015年 1月 千歳興産株式会社（現 千歳コーポレーション株式会社） 取締役
- 2017年 6月 同 常務取締役
- 2019年11月 千歳ファシリティーズ株式会社 常務取締役
- 2022年 1月 千歳コーポレーション株式会社 顧問
- 2022年 7月 当社 顧問（現任）

■重要な兼職の状況

該当ありません。

■監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

浜田幸輝氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、金融機関及び他社における取締役などの見識と経験が豊富であるためです。その見識や経験を活かして、特に会社経営及びリスク管理について、客観的かつ中立的な見地から、経営全般の監督機能を果たしていただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者となりました。

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
- 石田章氏、大野美樹氏、坂野英雄氏及び浜田幸輝氏は社外取締役候補者であります。
 - 石田章氏、大野美樹氏及び坂野英雄氏は、当社の社外役員の独立性判断基準を満たしており、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。なお、各氏の選任が原案どおり承認された場合には、引き続き独立役員となる予定であります。また、浜田幸輝氏は、当社の社外役員の独立性判断基準及び同取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
 - 石田章氏は現在、当社の社外監査役であり、その在任期間は、本総会終結の時をもって7年となります。大野美樹氏は現在、当社の社外取締役、坂野英雄氏は現在、当社の社外監査役であり、その在任期間は、本総会終結の時をもって各々3年となります。
 - 当社は石田章氏、大野美樹氏及び坂野英雄氏との間で、会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、各氏が選任された場合、各氏との間で当該契約を継続する予定であります。また、浜田幸輝氏の選任が承認された場合は、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
 - 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関して責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合、各氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また次回更新時には同内容での更新を予定しております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

(ご参考)

株主総会後のスキルマトリックス (予定)

本招集ご通知記載の候補者を原案どおりご選任された場合のスキルマトリックスは以下のとおりとなります。
なお、当社の中長期的な方向性や事業戦略に基づき、現時点の当社取締役会にとって、必要と考えるスキルを「経営」「市場・事業」「財務・会計」「組織・人材」「リスク管理」「社会」「内部統制・ガバナンス」と定義しております。

氏名	当社における地位 (予定)	経営	市場・事業	財務・会計	組織・人材	リスク管理	社会	内部統制・ガバナンス
清水 竜一	代表取締役社長 執行役員兼CEO	●	●		●	●		
藤野 賢治	取締役専務執行役員 兼COO	●	●		●	●		
早川 直規	取締役常務執行役員 兼CFO	●		●			●	●
福井 順一	社外取締役	●	●	●	●			
石田 章	社外取締役 (監査等委員)	●		●		●		●
大野 美樹	社外取締役 (監査等委員)					●	●	●
坂野 英雄	社外取締役 (監査等委員)			●				●
浜田 幸輝	社外取締役 (監査等委員)	●		●		●		●

※上記一覧表は、取締役の有する全ての知見や経験を表すものではありません。

※取締役が有するスキルのうち、特に貢献できるスキル最大4つに「●」を付けております。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬額は、2019年6月27日開催の第39回定時株主総会において基本報酬（固定報酬）を年額300百万円以内（うち社外取締役分は年額300百万円以内）、業績連動報酬（金銭報酬）を年額300百万円以内（社外取締役への支給はありません。）とすご決議をいただき、今日に至っておりますが、当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、現在の取締役の報酬額に関する定めを廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を次のとおりとさせていただきたいと存じます。

1. 基本報酬

基本報酬（固定報酬）の総額は、年額300百万円以内（うち社外取締役分は年額300百万円以内）とする。

2. 業績連動報酬

短期インセンティブ報酬としての単年度における全社連結業績（連結営業利益）の目標達成度に連動する業績連動報酬（金銭報酬）の総額は、年額300百万円以内（社外取締役への支給はしない。）とする。

本議案の内容は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を勘案したものであることから相当であるものと考えております。

また、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の概要は、事業報告58ページから59ページに記載のとおりですが、第2号議案「定款一部変更の件」及び本議案をご承認いただいた場合、ご承認いただいた内容とも整合するよう、本総会終結後の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を変更することを予定しております。本議案の内容は、当該変更後の方針に沿って取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容を定めるために、必要かつ相当な内容であると判断しております。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。

第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、対象となる取締役（監査等委員である取締役を除く。）は4名（うち、社外取締役1名）となります。

なお、本議案の内容は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行するところ、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬額を、年間60百万円以内とすること、及び各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。

本議案に係る報酬等の額は、監査等委員である取締役の職責に照らして相当であると判断しております。

第2号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役4名選任の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員である取締役の員数は4名となります。

なお、本議案の内容は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

第7号議案 株式移転計画承認の件

当社は、2023年10月2日を効力発生日（予定）として、当社を株式移転完全子会社とする単独株式移転（以下「本株式移転」といいます。）の方法により、純粋持株会社（完全親会社）である「N I S S Oホールディングス株式会社」（以下「持株会社」といいます。）を設立することについて、本株式移転に関する株式移転計画（以下「本株式移転計画」といいます。）を作成の上、2023年5月18日開催の当社取締役会において決議いたしました。

本議案は、本株式移転計画について、株主の皆様にご承認をお願いするものであり、本株式移転を行う理由、本株式移転計画の内容等は、以下のとおりであります。

1. 株式移転を行う理由及び目的並びに手順等

当社グループは1971年の創業以来「人を育て 人を活かす」という創業理念に基づき、ミッションとして「働く機会と希望を創出する」企業として持続的に成長できる質の高いサービスの提供を目指してまいりました。

技術革新やグローバル化に伴い、顧客や労働者のニーズは多様化し、またSociety5.0の進展など当社グループを取り巻く経営環境は急速に変化をしております。

このような状況のもと、当社グループが更なる成長を目指していくにあたり、グループ全体としての適切な体制を確保しつつ、専門性の高い事業会社がそれぞれの分野に特化したコーポレート・ガバナンス体制及びコンプライアンス・リスク管理体制を強化しながら、変化が激しい市場環境に対応していくためには、各事業会社における意思決定を迅速化することが重要であり、そのための最適な体制として、純粋持株会社体制へ移行することといたしました。

これにより、当社グループは更なる事業拡大と持続的な成長を目指してまいります。

加えて、持株会社を監査等委員会設置会社として設立することで、取締役会による監督機能及び監査等委員会による監査機能の強化など、コーポレート・ガバナンスの一層の強化・充実

を図ってまいります。

なお、本株式移転により、当社は持株会社の完全子会社となるため、当社株式は上場廃止となりますが、持株会社は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）プライム市場に上場申請を行うことを予定しております。

上場日は、東京証券取引所プライム市場の審査によりますが、持株会社の設立登記日（株式移転効力発生日）である2023年10月2日を予定しております。

2. 株式移転計画の内容の概要

本株式移転の内容については、以下の「株式移転計画書（写）」に記載のとおりであります。

株式移転計画書（写）

日総工産株式会社（以下「本会社」という。）は、本会社を株式移転完全子会社とする株式移転設立完全親会社（以下「本持株会社」という。）を設立するための株式移転（以下「本株式移転」という。）を行うにあたり、次のとおり株式移転計画（以下「本計画」という。）を定める。

第1条（本持株会社の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数その他定款で定める事項）

1. 本持株会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数は次のとおりとする。

(1) 目的

本持株会社の目的は、別紙「N I S S Oホールディングス株式会社定款」第2条に記載のとおりとする。

(2) 商号

本持株会社の商号は、N I S S Oホールディングス株式会社とし、英文ではNISSO HOLDINGS Co., Ltd.と表示する。

(3) 本店の所在地

本持株会社の本店の所在地は、神奈川県横浜市とし、本店の所在場所は、神奈川県横浜市港北区新横浜一丁目4番1号とする

(4) 発行可能株式総数

本持株会社の発行可能株式総数は、102,400,000株とする。

2. 前項に定めるもののほか、本持株会社の定款で定める事項は、別紙「N I S S Oホールディングス株式会社定款」に記載のとおりとする。

第2条（本持株会社の設立時取締役の氏名及び設立時会計監査人の名称）

1. 本持株会社の設立時取締役（設立時監査等委員である設立時取締役を除く。）の氏名は、次のとおりとする。

取締役 清水 竜一

取締役 藤野 賢治

- 取締役 早川 直規
社外取締役 福井 順一
2. 本持株会社の設立時監査等委員である設立時取締役の氏名は、次のとおりとする。
- 社外取締役 石田 章
社外取締役 大野 美樹
社外取締役 坂野 英雄
社外取締役 浜田 幸輝
3. 本持株会社の設立時会計監査人の名称は、次のとおりとする。
EY新日本有限責任監査法人

第3条（本株式移転に際して交付する株式及びその割当て）

1. 本持株会社は、本株式移転に際して、本株式移転が効力を生ずる時点の直前時（以下「基準時」という。）における本会社の株主（以下「割当対象株主」という。）に対し、その所有する本会社の普通株式に代わり、本会社が基準時現在発行している普通株式の合計に1を乗じた数の合計に相当する数の本持株会社の普通株式を交付する。
2. 本持株会社は、本株式移転に際して、割当対象株主に対し、その所有する本会社の普通株式1株につき、本持株会社の普通株式1株の割合をもって割り当てる。

第4条（本持株会社の資本金及び準備金に関する事項）

本持株会社の設立時における資本金及び準備金の額は次のとおりとする。

- (1) 資本金の額： 2,016,657,138円
(2) 資本準備金の額：2,367,607,137円
(3) 利益準備金の額： 0円

第5条（本持株会社の成立の日）

本持株会社の設立の登記をすべき日（以下「本持株会社の成立の日」という。）は、2023年10月2日とする。ただし、本株式移転の手の進行上の必要性その他の事由により必要がある場合には、本会社の取締役会の決議によりこれを変更することができる。

第6条（本株式移転計画承認株主総会）

本会社は、2023年6月28日に定時株主総会を招集し、本株式移転計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求める。ただし、本株式移転の手の進行上の必要性その他の事由により必要がある場合には、本会社の取締役会の決議によりこれを変更することができる。

第7条（事情変更）

本計画の作成後、本持株会社の成立の日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により本会社の財産又は経営状態に重要な変更が生じた場合、本株式移転の実行に重大な支障となる

事態が生じた場合、その他本計画の目的の達成が困難となった場合には、本会社は、取締役会の決議により、本株式移転に関する条件を変更し、又は本株式移転を中止することができる。

第8条（本持株会社の株式の上場に関する事項）

1. 本持株会社は、本持株会社の成立の日において、その発行する普通株式の株式会社東京証券取引所プライム市場への上場を予定する。
2. 本持株会社の設立時における株主名簿管理人は、みずほ信託銀行株式会社とする。

第9条（本計画の効力）

本計画は、第6条に定める本会社の株主総会の承認又は本株式移転の実行のために必要な関係官庁からの認可・許可・登録・承認等が得られなかったときは、その効力を失う。

第10条（自己株式の消却）

本会社は、本持株会社の成立の日の前日までに開催される取締役会の決議により、基準時において本会社が保有する自己株式のうち、実務上消却可能な範囲の株式（本株式移転に際して行使される会社法第806条第1項に定める株式買取請求権の行使に係る株式の買取りにより取得する自己株式を含む。）を、基準時まで消却するものとする。

第11条（規定外事項）

本計画に定める事項のほか、本株式移転に関して必要な事項については、本株式移転の趣旨に従い、これを決定する。

以 上

2023年5月18日

神奈川県横浜市港北区新横浜一丁目4番1号
日総工産株式会社
代表取締役社長執行役員兼CEO 清水 竜一

NISSOホールディングス株式会社 定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、NISSOホールディングス株式会社と称し、英文ではNISSO HOLDINGS Co., Ltd.と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む外国会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。

- (1) 自動車及び自動車部品の開発、設計、品質評価、製造及びその請負・受託
- (2) コンピュータ及び通信機器の開発、設計、品質評価、製造及びその請負・受託
- (3) 電子機器、半導体、電気、電子機器用部品等の開発、設計、品質評価、改造、売買、製造及びその請負・受託
- (4) 工作機械及び建設土木機械の開発、設計、品質評価、製造及びその請負・受託
- (5) プレハブ住宅（組立住宅）及び住宅厨房設備機器の製造及びその請負・受託
- (6) 家庭用電気機械器具の開発、設計、品質評価、製造及びその請負・受託
- (7) 日用雑貨の製造及びその請負・受託
- (8) 食料品の製造及びその請負・受託
- (9) 印刷及び製本並びにその請負・受託
- (10) 工場構内の運送業務及び梱包作業の請負・受託
- (11) その他製品製造加工の関連する請負・受託
- (12) 電子機器の保守、保全
- (13) 技術指導及び技術者育成
- (14) 不動産の賃貸及び管理並びに地域開発に関する調査・企画・設計・監理
- (15) 労働者派遣事業
- (16) 有料職業紹介事業
- (17) 古物の売買、輸出入
- (18) 再就職支援等の事業
- (19) 広告代理業
- (20) 個人及び企業における能力開発、人材育成に関する教育事業
- (21) 木材、木工製品等の製造及びその請負・受託
- (22) 有料老人ホームの経営
- (23) 介護保険法による居宅介護支援事業
- (24) 在宅介護に関するサービス事業
- (25) 介護用品及び介護機器の賃貸及び販売
- (26) 前各号に付帯する一切の業務

2. 当社は、前項各号に掲げる事業を営むことができる。

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を神奈川県横浜市に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載してこれを行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、102,400,000株とする。

(自己株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(基準日)

第10条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 前項のほか、必要のあるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とするすることができる。

(株主名簿管理人)

第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会または取締役会の決議によって委任を受けた取締役が定める。
3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第12条 当社の株式に関する取扱いおよびその手数料等については、法令または本定款のほか、取締役会または取締役会の決議によって委任を受けた取締役において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招集の時期)

第13条 当社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要のある場合に随時これを招集する。

2. 当社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。

(招集権者および議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会が定めた取締役が招集し、その議長となる。

2. 前項の取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定められた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(電子提供措置等)

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項の定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。

(議決権の代理行使)

- 第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、株主総会における議決権を行使することができる。
2. 前項の株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

- 第18条 株主総会の議事録は、法令で定めるところにより、書面または電磁的記録をもって作成する。

第4章 取締役および取締役会

(員数)

- 第19条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く）は、10名以内とする。
2. 当会社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。

(選任方法)

- 第20条 取締役は、株主総会の決議により選任する。ただし、監査等委員である取締役は、それ以外の取締役と区別して選任するものとする。
2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
 3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。
 4. 補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(任期)

- 第21条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
 3. 補欠または増員のため選任された取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、他の在任取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期の満了する時までとする。
 4. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

- 第22条 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。
2. 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から取締役会長、取締役社長を選定することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会においてあらかじめ定めた取締役がこれを招集し、その議長となる。

2. 前項の取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合は、これを短縮することができる。

2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(重要な業務執行の決定の委任)

第25条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の決議方法)

第26条 取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席し、その出席した取締役の過半数をもって行う。

2. 当社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第27条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより、書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。

2. 前条第2項の取締役会決議に関する議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成する。

(取締役会規程)

第28条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第30条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(執行役員)

第31条 取締役会または取締役会の決議によって委任を受けた取締役は、執行役員を選定し、当社の職務を分担して執行させることができる。なお、執行役員の選定、退任、職務、任期等については、取締役会または取締役会の決議によって委任を受けた取締役が定める執行役員規程による。

第5章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第32条 監査等委員会は、その決議によって監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第33条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議方法)

第34条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査等委員の過半数が出席し、その出席した監査等委員の過半数をもって行う。

(監査等委員会の議事録)

第35条 監査等委員会の議事録は、法令で定めるところにより、書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査等委員は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。

(監査等委員会規程)

第36条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第6章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第37条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第38条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第39条 会計監査人の報酬等は、取締役会が監査等委員会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任免除)

第40条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる会計監査人（会計監査人であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第7章 計算

(事業年度)

第41条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第42条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当)

第43条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2. 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。
3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(剰余金の配当の除斥期間)

第44条 剰余金の配当は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。

2. 未払の剰余金の配当には、利息を付さないものとする。

附則

(最初の事業年度)

第1条 第41条の規定にかかわらず、当社の最初の事業年度は、当社の成立の日から2024年3月31日までとする。

(設立時代表取締役)

第2条 当社の設立時代表取締役は、次のとおりとする。

設立時代表取締役 清水 竜一

(最初の取締役および監査等委員の報酬等)

第3条 第29条の規定にかかわらず、当社の成立の日から最初の定時株主総会終結の時までの期間の当社の取締役の報酬等の額は、それぞれ次のとおりとする。

2. 監査等委員である取締役以外の取締役に対する金銭報酬等の総額（「4. 譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額」を除く。）

(1) 基本報酬

基本報酬（固定報酬）の総額は、年額300百万円以内（うち社外取締役分は年30百万円以内）とする。

(2) 業績連動報酬

短期インセンティブ報酬としての単年度における全社連結業績（連結営業利益）の目標達成度に連動する業績連動報酬の総額は、年額300百万円以内（社外取締役への支給はしない。）とする。

3. 監査等委員である取締役に対する報酬等の総額
報酬等の総額は、年額60百万円以内とする。

4. 譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額

「2. 監査等委員である取締役以外の取締役に対する金銭報酬等の総額」の報酬枠とは別枠で、監査等委員である取締役以外の取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭債権の総額は、年額50百万円以内とする（以下、報酬の対象となる取締役を「対象取締役」という。）。この報酬は、日総工産株式会社の2019年6月27日開催の第39回定時株主総会において導入が承認可決された譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬と同様の内容の報酬である。

対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として当会社に給付し、当社の普通株式について発行または処分を受ける。なお、対象取締役に対して発行または処分される普通株式の総数は年間8万株以内とする（ただし、当社の普通株式の株式分割、株式併合等1株当たりの株式価値に影響を及ぼし得る行為を

する場合、分割比率・併合比率等を勘案の上、発行または処分される普通株式の総数を合理的に調整することができる。) 。当会社普通株式の1株当たりの払込金額は当該普通株式の募集事項を決定する各取締役会決議の日の前営業日における株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として、対象取締役に特に有利とならない範囲で当会社取締役会において決定する。

これによる当会社の普通株式の発行または処分にあたっては、当会社と対象取締役との間で、概要として、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約」という。)を締結するものとする(本割当契約により割当てを受けた普通株式を、以下、「本割当株式」という。)

- (1) 対象取締役は、本割当株式の払込期日から30年間(以下「本譲渡制限期間」という。)、本割当株式について、譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をしてはならない。
- (2) 当会社は、対象取締役が本譲渡制限期間中、継続して当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、本譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、本譲渡制限期間が満了する前に、正当な理由により退任または退職等した場合または死亡により退任または退職等した場合、譲渡制限を解除する本株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整する。
- (3) 当会社は、(2)において定める譲渡制限の解除時点において、譲渡制限が解除されない本割当株式がある場合には、これを当然に無償で取得する。
- (4) 上記(1)の定めにかかわらず、当会社は、譲渡制限期間中に、当会社が消滅会社となる合併契約、当会社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当会社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当会社の株主総会による承認を要さない場合においては、当会社の取締役会)で承認された場合には、当会社の取締役会の決議により、割当日から当該組織再編等の承認日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。その場合、当会社は、譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (5) 本割当契約に関するその他の事項は、当会社の取締役会において定める。

(附則の削除)

第4条 本附則は、当会社の最初の定時株主総会終結の時をもって、自動的に削除する。

以上

3. 会社法施行規則第206条各号に掲げる事項の内容の概要

(1) 株式移転の対価に関する定め相当性に関する事項（会社法施行規則第206条第1号）

① 交付する株式数の相当性に関する事項

本株式移転は、当社単独の株式移転によって完全親会社1社を設立するものであり、株式移転時の当社の株主構成と持株会社の株主構成に変化がないことから、株主の皆さまに不利益を与えないことを第一義として、株主の皆さまが保有する当社の普通株式1株に対して持株会社の普通株式1株を割当交付することといたしました。なお、上記理由により、第三者機関による株式移転比率の算定は行っておりません。

この結果、本株式移転により、持株会社が交付する新株式数は34,024,720株を予定しております。ただし、本株式移転の効力発生に先立ち、当社の発行済株式総数が変化した場合には、持株会社が交付する上記株式数は変動いたします。なお、本株式移転により持株会社が当社の発行済株式の全部を取得する時点の直前時まで、当社が保有する自己株式のうち実務上消却可能な範囲の株式を消却する予定であるため、当社の2023年3月31日時点における自己株式数（328,480株）は、上記の算出において、新株式交付の対象から除外しております。

② 資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

持株会社の資本金及び準備金の額については、法令の範囲内で定めており、持株会社の目的及び規模並びに設立後の資本政策等に照らして、相当であると判断しております。

(2) 株式移転に係る新株予約権の定め相当性に関する事項（会社法施行規則第206条第2号）

当社は新株予約権及び新株予約権付社債を発行しておらず、該当事項はありません。

(3) 株式移転完全子会社についての事項（会社法施行規則206条第4号）

最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象はありません。

4. 持株会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）となる者に関する事項
 持株会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）となる候補者は、次のとおりであります。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当	①所有する当社株式の数 ②割り当てられる持株会社株式の数
しみず りゅういち 清水 竜一 (1961年5月30日)	1988年7月 当社 入社 1990年10月 同 豊田営業所長 1991年8月 同 取締役豊田営業所長 1993年2月 同 取締役生産事業本部長 1997年4月 同 取締役管理本部長 1998年9月 同 常務取締役 2001年6月 同 取締役副社長 2004年4月 同 代表取締役社長 2019年4月 同 代表取締役会長 2020年2月 同 代表取締役会長兼社長 2021年4月 同 代表取締役社長執行役員兼CEO（現任）	①128,055株 ②128,055株
<p>■重要な兼職</p> <p>清水興産株式会社 取締役 株式会社CWホールディングス 代表取締役 NSホールディングス株式会社 取締役 一般社団法人日本BPO協会 会長 一般社団法人人材サービス産業協議会 副理事長</p> <p>■取締役候補者とした理由</p> <p>清水竜一氏を取締役候補者とした理由は、当社に入社以来、総合人材サービス事業の展開において重要な業務の意思決定に携わり、経営者としての豊富な業務経験と実績及び見識を有しており、今後さらなる企業価値の向上に向けた当社及び当社グループ全体の経営戦略の実現への貢献が期待されることから、適任であると判断し、取締役候補者としたしました。</p>		

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当	①所有する当社株式の数 ②割り当てられる持株会社株式の数
ふじの けんじ 藤野 賢治 (1973年8月13日)	1994年6月 当社 入社 2000年10月 同 八王子営業所長 2007年4月 同 南関東事業所課長 2009年4月 同 厚木事業所長 2013年4月 同 東日本エリア・マネージャー 2014年4月 同 採用部長 2015年4月 同 採用部執行役員 2019年4月 同 管理本部上席執行役員 2020年4月 同 事業本部上席執行役員 2022年7月 同 常務執行役員 2023年4月 同 専務執行役員兼COO(現任)	①40,300株 ②40,300株
<p>■重要な兼職 株式会社ベクトル伸和 取締役 株式会社LeafNxT 取締役</p> <p>■取締役候補者とした理由 藤野賢治氏を取締役候補者とした理由は、当社グループの主力事業である総合人材サービス事業において、豊富な経験、実績及び知見を有しており、当社グループの今後の事業拡大及び経営全般に対する適切な役割を果たしていただけるものと判断し、取締役候補者となりました。</p>		

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当	①所有する当社株式の数 ②割り当てられる持株会社株式の数
はやかわ なおき 早川 直規 (1958年6月25日)	1981年4月 株式会社三菱銀行(現株式会社三菱UFJ銀行) 入行 2007年10月 シティバンク銀行株式会社 入社 2015年11月 楽天銀行株式会社 入社 2016年6月 同 執行役員企画本部本部長兼コンプライアンス統括本部本部長 2018年8月 当社 入社 2019年4月 同 経営革新室室長 2020年4月 同 関連事業経営支援室副室長 2021年4月 同 執行役員兼取締役会特命担当 2022年4月 同 上席執行役員 2023年4月 同 常務執行役員兼CFO(現任)	①2,400株 ②2,400株
<p>■重要な兼職 日総びゅうあ株式会社 監査役</p> <p>■取締役候補者とした理由 早川直規氏を取締役候補者とした理由は、金融機関における豊富な経験、実績及び知見を有するほか、経営企画、コーポレート・ガバナンス等に関する豊富な経験と実績を有しており、当社グループにおける経営管理体制の強化に対する適切な役割を果たしていただけるものと判断し、取締役候補者となりました。</p>		

ふり がな 氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び担当	①所有する当社株式の数 ②割り当てられる持株会社株式の数
ふくい じゅんいち 福井 順一 (1953年11月5日)	1977年 4月 日本不動産銀行（現株式会社あおぞら銀行） 入行 1999年 2月 同 広報部長 2000年 6月 同 秘書室長兼広報室長 2001年 4月 同 本店営業第三部長 2005年10月 株式会社スタッフサービス・ホールディングス 取締役 2014年 3月 同 顧問 2014年10月 一般社団法人共同通信社 経営企画室顧問 2015年 6月 株式会社共同通信社 取締役事業担当 2016年 6月 同 常務取締役 2018年 6月 株式会社クレスコ 社外取締役（現任） 2019年 6月 株式会社共同通信社 顧問 2022年 8月 当社 顧問（現任）	①一株 ②一株
<p>■重要な兼職 株式会社クレスコ 社外取締役</p> <p>■社外取締役候補者とした理由及び期待される役割 福井順一氏を社外取締役候補者とした理由は、企業経営に関する見識と経験を有するほか、経営企画、広報等に関する豊富な経験と実績を有しているためです。社外取締役としての客観的な立場で取締役会において助言、支援等を果たしていただけるものと判断し、社外取締役候補者となりました。</p>		

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。また、持株会社との間に特別の利害関係が生じる予定もありません。
2. 候補者の福井順一氏は、社外取締役候補者であります。
3. 福井順一氏は、当社の社外役員の独立性判断基準及び株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、本株式移転の効力が発生して同氏が持株会社の監査等委員でない取締役に就任した場合には、持株会社は同氏を独立役員として届け出る予定であります。
4. 持株会社は、本株式移転の効力が発生し、福井順一氏が持株会社の監査等委員でない取締役に就任した場合、持株会社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額とする予定です。
5. 持株会社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関して責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとする予定です。本株式移転の効力が発生し、各候補者が持株会社の監査等委員でない取締役に就任した場合、全ての取締役候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また次回更新時には同内容での更新を予定しております。
6. 所有する当社株式の数は、2023年3月31日現在の所有状況に基づき記載しており、また、割り当てられる持株会社株式の数は、当該所有状況に基づき、株式移転比率を勘案して記載しています。よっ

て、実際に割り当てられる持株会社株式の数は、持株会社の設立日の直前までの所有状況に応じて変動することがあります。

5. 持株会社の監査等委員である取締役となる者に関する事項

持株会社の監査等委員である取締役となる候補者は、次のとおりであります。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当	①所有する当社株式の数 ②割り当てられる持株会社株式の数
いしだ あきら 石田 章 (1951年7月21日)	1974年4月 株式会社三菱銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行） 入行 2002年6月 市田株式会社 代表取締役副社長 2005年6月 千歳興産株式会社 入社 2008年1月 同 常勤監査役 2011年6月 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 社外監査役 2014年7月 千歳興産株式会社 顧問 2014年8月 トーセイ・アセット・アドバイザーズ株式会社 社外監査役 2015年6月 株式会社カワタ 社外監査役 2016年4月 当社 顧問 2016年6月 同 社外監査役 2016年6月 株式会社カワタ 社外取締役（監査等委員） 2020年6月 当社 常勤監査役（社外）（現任） 2021年4月 日総ブレイン株式会社 監査役（現任） 2021年4月 日総ニフティ株式会社 監査役（現任）	①一株 ②一株
<p>■重要な兼職</p> <p>日総ブレイン株式会社 監査役 日総ニフティ株式会社 監査役</p> <p>■監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割</p> <p>石田章氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、金融機関及び他社における監査等委員である取締役などの見識と経験が豊富であるためです。引き続き、同氏の客観的な見地から意見や提言をいただくことで、当社の経営の合理性・透明性を高めることができる人材として適任であると判断し、監査等委員である社外取締役候補者といいたしました。</p>		

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当	①所有する当社株式の数 ②割り当てられる持株会社株式の数
おおのみき 大野 美樹 (1971年8月3日)	1994年4月 海外経済協力基金（現独立行政法人国際協力機構） 入社 2003年11月 司法研修所 入所 2005年10月 弁護士 登録 馬車道法律事務所 入所 2019年10月 法律事務所クレイン開設 弁護士（現任） 2020年6月 当社 社外取締役（現任）	①一株 ②一株
<p>■重要な兼職 法律事務所クレイン 弁護士</p> <p>■監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割 大野美樹氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての見識と経験を豊富に有しており、取締役会において積極的にご発言いただくなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督等適切な役割を果たしていただいているためです。引き続き、その専門的な知識・経験に基づく客観的かつ中立的な見地から、経営全般の監督機能を果たしていただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者いたしました。</p>		

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当	①所有する当社株式の数 ②割り当てられる持株会社株式の数
さかのひでお 坂野 英雄 (1972年10月28日)	1995年10月 太田昭和監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人） 入所 1999年4月 公認会計士 登録 2005年3月 坂野公認会計士事務所開設 所長（現任） 2005年8月 税理士 登録 2006年2月 大有監査法人（現 有限責任大有監査法人） 社員 2011年9月 大有ゼネラル監査法人（現 有限責任大有監査法人） 代表社員（現任） 2020年6月 当社 社外監査役（現任）	①一株 ②一株
<p>■重要な兼職 坂野公認会計士事務所 所長 有限責任大有監査法人 代表社員</p> <p>■監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割 坂野英雄氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、公認会計士及び税理士としての見識と経験が豊富であるためです。引き続き、その専門的な知識・経験に基づく客観的かつ中立的な見地から、経営全般の監督機能を果たしていただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者いたしました。</p>		

ふり がな 氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び担当	①所有する当社株式の数 ②割り当てられる持株会社株式の数
はまだ ゆきてる 浜田 幸輝 (1959年10月18日)	1982年 4月 株式会社三菱銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行） 入行 2012年 2月 千歳興産株式会社（現 千歳コーポレーション株式会社） 入社 2014年 2月 千歳ファシリティーズ株式会社 取締役 2015年 1月 千歳興産株式会社（現 千歳コーポレーション株式会社） 取締役 2017年 6月 同 常務取締役 2019年11月 千歳ファシリティーズ株式会社 常務取締役 2022年 1月 千歳コーポレーション株式会社 顧問 2022年 7月 当社 顧問（現任）	①一株 ②一株
<p>■重要な兼職 該当ありません。</p> <p>■監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割 浜田幸輝氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、金融機関及び他社における取締役などの見識と経験が豊富であるためです。その見識や経験を活かして、特に会社経営及びリスク管理について、客観的かつ中立的な見地から、経営全般の監督機能を果たしていただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。</p>		

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。また、持株会社との間に特別の利害関係が生じる予定もありません。
2. 石田章氏、大野美樹氏、坂野英雄氏及び浜田幸輝氏は社外取締役候補者であります。
3. 石田章氏、大野美樹氏及び坂野英雄氏は、当社の社外役員の独立性判断基準を満たしており、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ておりますが、本株式移転の効力が発生して各氏が持株会社の監査等委員である取締役に就任した場合には、持株会社は各氏を独立役員として届け出る予定であります。また、浜田幸輝氏は、当社の社外役員の独立性判断基準及び同取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、本株式移転の効力が発生して同氏が持株会社の監査等委員でない取締役に就任した場合には、持株会社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
4. 石田章氏は現在、当社の社外監査役であり、その在任期間は、本総会終結の時をもって7年となります。大野美樹氏は現在、当社の社外取締役、坂野英雄氏は現在、当社の社外監査役であり、その在任期間は、本総会終結の時をもって各々3年となります。
5. 当社は石田章氏、大野美樹氏及び坂野英雄氏との間で、会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。本株式移転の効力が発生し、各氏が持株会社の監査等委員である取締役に就任した場合、持株会社は各氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。また、本株式移転の効力が発生し、浜田幸輝氏が持株会社の監査等委員である取締役に就任した場合は、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。

6. 持株会社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関して責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとする予定です。本株式移転の効力が発生し、各候補者が持株会社の監査等委員である取締役に就任した場合、各氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また次回更新時には同内容での更新を予定しております。

6. 持株会社の会計監査人となる者に関する事項

持株会社の会計監査人となる者は、次のとおりであります。

(2023年3月31日現在)

名称	EY新日本有限責任監査法人	
主たる事務所の所在地	東京都千代田区有楽町一丁目1番2号 東京ミッドタウン日比谷 日比谷三井タワー	
沿革	2000年4月 太田昭和監査法人（1967年1月に設立された監査法人太田哲三事務所と1969年12月に設立された昭和監査法人の合併により1985年10月に設立）とセンチュリー監査法人（1986年1月に設立）が合併し、監査法人太田昭和センチュリーを設立 2001年7月 法人名称を新日本監査法人に変更 2008年7月 有限責任監査法人に移行し、法人名称を新日本有限責任監査法人に変更 2018年7月 法人名称をEY新日本有限責任監査法人に変更	
構成人員	公認会計士	3,058名
	公認会計士試験合格者等	941名
	その他	1,443名
	合計	5,442名
被監査会社数	3,758社	
資本金	1,121百万円	
事務所等	国内 東京ほか	計17ヶ所
	海外 ニューヨークほか	計37ヶ所

- (注) 1. 2023年10月2日以降、当社の完全親会社となるN I S S Oホールディングス株式会社の連結決算の一元監査体制を確立するために、現在当社の会計監査人でありますE Y新日本有限責任監査法人をN I S S Oホールディングス株式会社の会計監査人として選任します。
2. 当社の監査役会がE Y新日本有限責任監査法人を持株会社の会計監査人の候補者とした理由は、同監査法人が専門性、独立性及び適切性を有し、N I S S Oホールディングス株式会社のグループ監査が適正かつ妥当に行われることを確保する体制が備わっているとともに、同監査法人の監査実績、独立性、品質管理の方針や手続、監査計画等の監査実施体制等を総合的に考慮し、適任であると判断したためであります。
3. 当社は、E Y新日本有限責任監査法人との間で、会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。本株式移転の効力が発生し、E Y新日本有限責任監査法人が持株会社の会計監査人に就任した場合、持株会社は同監査法人との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。

以上

(提供書面)

事業報告

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におきまして、当社グループは、「働く機会と希望を創出する」というミッションの達成に向けて、企業と人の成長を支援する人材ソリューションサービスで、働く人が働きがいを持ち、成長していける職場を作り上げていくとともに、社会変化や産業構造変化に対応できるサービスの提供を目指し、「高い成長力のある企業グループに変革する」ための取り組みを推進しております。

ミッションの実現に向けたマテリアリティ（重要課題）を「働きやすい職場づくり」、「社会変化や産業変化への対応」、「ガバナンスの強化」と定義しております。デジタル化の推進と人材投資を積極的に行い、従業員満足と顧客最大の最大化、高付加価値サービスの提供、管理体制や内部統制の強化に取り組むことで、社会価値創造を通じて、企業価値の向上を目指します。

当連結会計年度の業績は、売上高90,827百万円（前期比17.1%増）、営業利益2,268百万円（前期比8.7%増）、経常利益2,349百万円（前期比0.9%減）、親会社株主に帰属する当期純利益1,622百万円（前期比4.4%減）となりました。

当社（日総工産株式会社）

グループの中核である当社（単体）は、当連結会計年度において、お客様の旺盛な人材ニーズに応えるべく、採用関連へのプロモーションを強化し、製造スタッフの在籍人数は15,998名（前連結会計年度末比1,053名増）となりました。自動車関連において、半導体等の部品不足の影響は、緩やかに回復傾向にあり、生産活動の正常化を見越して人材ニーズが堅調に推移した結果、自動車関連の売上高は36,375百万円（前期比15.0%増）となりました。電子デバイス関連においては、電子部品や半導体メモリの在庫調整の影響で、売上高の伸びは鈍化しているものの、単価交渉の成果もあり、電子デバイス関連の売上高は24,545百万円（前期比11.9%増）となりました。また、全国8か所の研修施設を活用し、付加価値の高い人材輩出に向けた人材育成に取り組むことで、製造スタッフやエンジニアなど教育・研修受講者は延べ7,291名（前期6,104名）、1人当たりの売上高は426千円（前期415千円）となり、当社の売上高は前期比12.7%の増収となりました。

なお、当社は2023年4月に、全国9か所目の研修センターを熊本県に開設いたしました。本施設においては、半導体製造装置の実機を活用した即戦力の人材育成を目指しており、九州の半導体産業のみならず、日本全国の半導体産業の成長に貢献してまいります。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

利益面においては、新型コロナウイルスの影響や部品不足に伴う稼働調整により、有給消化や休業補償が増加したものの、売上高の増加で吸収し、当社の営業利益は前期比7.2%の増益となりました。

セグメント別の業績は、次のとおりであります。

(総合人材サービス事業)

	第42期 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日) 金額	第43期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日) 金額 (前期比)
売上高		
製造生産系人材サービス	66,412百万円	73,091百万円 (10.1%増)
エンジニア系人材サービス	5,670	8,627 (52.1%増)
事務系人材サービス	2,447	2,279 (6.9%減)
その他の人材サービス	64	3,819 (5,834.6%増)
計	74,594	87,817 (17.7%増)
セグメント利益	2,052	2,222 (8.3%増)

(注) その他の人材サービスにおける売上高については、2023年3月期の第2四半期連結会計期間より株式会社ニコン日総プライムの売上高を計上しております。

製造生産系人材サービス (当社、株式会社ベクトル伸和)

製造生産系人材サービスでは、主に製造派遣、製造請負を行っており、顧客へのサービス提供体制を強化し、受注拡大を目指した営業活動を強化することで、効率性を向上させ、「稼ぐチカラ」を強化してまいりました。

当連結会計年度においては、自動車関連の旺盛な需要はあったものの、電子部品や半導体メモリの在庫調整の影響もあり、在籍人数は14,586名(前期比660名増)となりました。また、働きやすい職場づくりに向けて、各種教育カリキュラムの増強、およびコミュニケーションの強化に取り組んだことから、就業者の離職率は3.9%(前期3.9%)と低水準で推移しました。更に、在籍増加の効果や1人当たりの売上高が422千円(前期411千円)となったこともあり、前期と比較して10.1%の増収となりました。

エンジニア系人材サービス (当社、株式会社ベクトル伸和)

エンジニア系人材サービスでは、製造業を中心としたエンジニア派遣、SES (System Engineering Service) を行っており、引き続き高付加価値領域の拡大と次のコア事業への布石を打ってまいりました。

当連結会計年度においては、就業者への教育の場を拡充することで在籍人数は1,517名（前期比412名増）となり、また、その離職率は2.1%（前期1.9%）と低水準で推移しました。更に、在籍増加の効果や1人当たりの売上が518千円（前期514千円）となったこともあり、前期と比較して52.1%の増収となりました。

事務系人材サービス（日総ブレイン株式会社）

事務系人材サービスでは、一般事務派遣、BPO（Business Process Outsourcing）を行っており、サービスの再構築を図り、新たなメニューの開発にも取り組んでおります。

当連結会計年度においては、広報・集客活動を中心に採用活動を進めておりましたが、登録者数の伸び悩みもあり事務系派遣の在籍人数は605名（前期比64名減）となりました。

その他の人材サービス（株式会社ニコン日総プライム、日総ぴゅあ株式会社）

その他の人材サービスでは、高齢者社員、および障がい者社員が活躍できるビジネスモデルの構築を目指しております。

当社は、2022年7月1日に持分法適用関連会社であった株式会社ニコン日総プライムの出資持分を追加取得し、連結子会社化しました。同社においては、人材派遣事業の充実を図るとともに、高齢者社員の活躍を支援し、継続して働くことができる雇用機会の開拓と確保、仕組みの構築に取り組んでおります。当連結会計年度の高齢者社員数は598名となりました。

当社の特例子会社である日総ぴゅあ株式会社では、多様な人材が活躍できる職場環境の構築を目指しております。単に障がい者社員を雇用するのではなく、外部の顧客から軽作業の受託を行うなど、一人ひとりの特性を活かした活躍を推進しながら、学校関係者や支援機関そして行政をはじめとする地域社会との共生を目指しております。当連結会計年度の障がい者社員数は205名となりました。

（その他の事業）

	第42期 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日) 金額	第43期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日) 金額 (前期比)
売上高		
介護・福祉系サービス	2,963	3,031 (2.3%増)
セグメント利益	36	48 (31.9%増)

介護・福祉系サービス（日総ニフティ株式会社）

介護・福祉系サービスでは、施設介護、在宅介護を行っており、提供サービスの再構築を図りながら、新たなメニューの開発にも取り組んでおります。

当連結会計年度においては、当サービスの主力である施設介護事業において、新型コロナウイルス感染拡大の防止を前提にWeb内覧会などを推進することで、介護施設の入居者数は380名（前期比16名増）、施設における入居率は94.5%（前期90.5%）となりました。この結果、前期と比較して2.3%の増収となりました。

（サステナビリティへの取り組み）

当社グループは、「働く機会と希望を創出する」というミッションの達成に向けて、グループの原動力である「人」への投資を通じて社会や環境への貢献を図ることが重要であると認識しております。

サステナビリティに関する活動を推進するにあたり、2021年10月に策定した「サステナビリティ方針」に基づき、持続的な事業の成長を目指すと共に、人権と労働、環境、安全衛生、倫理の方針を定め、持続可能な社会の実現に向けた取り組みを推進しております。

当社グループの事業の持続的な成長を目指す上では、「人材育成」と「ダイバーシティ」が最も重要であると定義しております。価値向上の観点において、当社グループは、あらゆる分野であらゆる可能性に挑戦する人材を育成することで、高度人材の比率を向上させていきます。また、全ての従業員が夢とやりがいを持てる職場づくりを目指し、多様な人材が活躍できる場を構築してまいります。リスクマネジメントの観点では、人権尊重、環境、安全と健康、コンプライアンス、地域環境保全といった活動も重要であると認識しており、各種リスクの低減と社会への貢献を目指した取り組みを進めております。

当社は、「2050年までに、カーボンニュートラル（排出量実質ゼロ）を達成する」を目標とし、事業を通じた気候変動への取り組みを進めております。人材サービスの一連の活動を通じて、地球環境保全と汚染予防に取り組み、気候変動の影響が自社に対してどのような財務インパクトを及ぼすか明確にすることで、企業の強靭さ（レジリエンス）向上を目指し、重要課題である「働きやすい職場づくり」の実現を目指してまいります。

セグメント別売上高

セグメントの名称	第42期 (2022年3月期) (前連結会計年度)		第43期 (2023年3月期) (当連結会計年度)		前連結会計年度比	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
総合人材サービス事業	74,594百万円	96.2%	87,817百万円	96.7%	13,223百万円	17.7%
その他の事業	2,963	3.8	3,031	3.3	68	2.3
調整額	△7	△0.0	△22	△0.0	△14	-
合計	77,549	100.0	90,827	100.0	13,278	17.1

② 設備投資の状況

当社グループでは、当連結会計年度において有形固定資産のほか、ソフトウェア等の無形固定資産を含んだ総額293百万円の設備投資を実施いたしました。

主な設備投資は次のとおりであります。

(総合人材サービス事業)

研修施設	90百万円
本社	45百万円
基幹システム	40百万円
各営業所	39百万円

なお、重要な設備の除却、売却等はありません。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、2022年5月19日開催の取締役会において、当社の持分法適用関連会社である株式会社ニコン日総プライムの出資持分を追加取得し、連結子会社化することを決議し、2022年7月1日に株式会社ニコン日総プライムを連結子会社化しました。

(2) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 40 期 (2020年 3月期)	第 41 期 (2021年 3月期)	第 42 期 (2022年 3月期)	第 43 期 (当連結会計年度) (2023年 3月期)
売 上 高(百万円)	74,966	68,213	77,549	90,827
経 常 利 益(百万円)	3,149	2,949	2,369	2,349
親会社株主に帰属 する当期純利益(百万円)	2,033	1,592	1,696	1,622
1株当たり当期純利益 (円)	60.51	47.08	49.94	47.71
総 資 産(百万円)	22,494	21,631	27,462	30,092
純 資 産(百万円)	11,895	12,763	13,559	14,807
1株当たり純資産 (円)	351.84	375.90	399.01	435.20

- (注) 1. 当社は、2019年5月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第40期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「1株当たり当期純利益」及び「1株当たり純資産」を算定しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第42期の期首から適用しており、第42期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 40 期 (2020年 3月期)	第 41 期 (2021年 3月期)	第 42 期 (2022年 3月期)	第 43 期 (当事業年度) (2023年 3月期)
売 上 高(百万円)	69,209	62,549	71,697	80,776
経 常 利 益(百万円)	3,124	2,863	2,294	2,337
当 期 純 利 益(百万円)	2,030	1,530	1,607	1,638
1株当たり当期純利益 (円)	60.43	45.22	47.33	48.19
総 資 産(百万円)	20,024	19,811	25,329	26,985
純 資 産(百万円)	11,247	11,955	12,896	13,935
1株当たり純資産 (円)	332.68	352.10	379.50	409.58

- (注) 1. 当社は、2019年5月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第40期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「1株当たり当期純利益」及び「1株当たり純資産」を算定しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第42期の期首から適用しており、第42期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
日総ブレイン株式会社	50百万円	100.0%	一般事務派遣・BPO（注）1
日総ぴゅあ株式会社	40百万円	100.0%	障がい者雇用促進を目的とした当社の特例子会社
日総ニフティ株式会社	450百万円	100.0%	介護福祉事業
株式会社バクトル伸和	78百万円	100.0%	総合人材サービス
株式会社ニコン日総プライム （注）2	50百万円	51.0%	総合人材サービス アウトソーシング事業 高齢者の活躍機会創出及び働き続けられる仕組みの構築に関する企画・研究開発・運営・サポート

（注）1. BPO（Business Process Outsourcing）とは、企業運営上の業務やビジネスプロセスを、専門企業に外部委託することを指します。

2. 2022年7月1日に、当社の持分法適用関連会社である株式会社ニコン日総プライムの出資持分を追加取得し、連結子会社といたしました。

(4) 対処すべき課題

当社グループの総合人材サービス事業について、オートモーティブインダストリー（自動車製造及びEV関連製造業界）においては、世界的な半導体等の部品不足に起因する生産調整の影響が一定程度継続することが懸念されるものの、部品調達の正常化を見越した人材ニーズは堅調に推移するものと思われます。セミコンダクターインダストリー（半導体製造業界）においては、メモリ分野等での在庫過多による生産調整の影響が継続する一方、車載向けのパワー半導体などでは一定の需要が見込まれます。また、エレクトロニクスインダストリー（電子機器製造業界）においてもセミコンダクターインダストリーとの連動性が大きく、PCや通信機器関連の部品需要の減少が継続することが予想される一方、環境対応や生産現場の自動化等に伴う部品需要を受けて、当社の顧客であるメーカーの生産活動は徐々に回復するものと予想しております。

その他の事業における介護・福祉系サービスにおいては、超高齢社会を背景に介護サービスの需要が高まっておりますが、経済活動の回復に伴い、介護現場における人材不足が際立っております。この結果、介護職員の不足や定着の低下によるサービスの品質低下が懸念されます。

このような経営環境の中、当社グループの企業価値と企業の存在意義を継続的、持続的に高めていくためには、主に以下に示す課題があることを認識しております。

(総合人材サービス事業)

① 採用力の強化と人材確保

経済活動の回復に向けた人材ニーズの高まりにより、当社グループにおいても就業者の確保が課題であると認識しております。当社グループでは、人材確保という課題に対し、テレビCMやSNS活用といったプロモーションへの投資を強化し、自社採用サイト「工場求人ナビ」をはじめとしたWeb媒体などを有効活用した採用活動を行っております。また、高付加価値人材の採用に向けて、他社とのアライアンスや外国人材の活用などを含めた新たな採用ルートの開拓も行っております。

② 人材育成への取り組み

製造領域における人材ニーズの高度化が進む中、就業者のスキルアップが課題であると認識しております。当社グループでは、就業者が製造業務からエンジニアなどの高度な業務に就くことを積極的に支援しており、デジタル技術の導入や全国9か所にある研修施設を積極活用した教育体制と就業者向けの教育プログラムを整備することで教育機会を増やし、個々のスキルアップ向上を図っております。

③ 事業ポートフォリオ戦略

当社グループでは、総合人材サービス事業が連結売上高の約9割を占めております。当該事業はお客様との継続的な取引関係をベースとしており、「安定性」と「依存度」の2つの側面を持ち合わせている事業であることから、顧客の生産動向に当社の業績が大きく左右されることが課題であると認識しております。この課題の解決に向けて、次のコア領域となりうるAI関連サービスやヘルスケア、エンジニア派遣などでの事業拡大を目指し、M&Aや新たなパートナーシップの構築に取り組んでまいります。

④ 収益性の向上

当社グループが持続的に利益成長を続けていく上では、経営管理機能や事業運営基盤の強化に係るコストの増大が課題であると認識しております。この課題の解決に向けて、当社グループは、採用活動の効率化、DXの推進、キャリアパスの明確化、キャリアコンサル機能の拡充、教育・研修体制の整備、現場管理機能の強化などに取り組むことで、生産性の向上に努めてまいります。

(その他の事業)

① サービス品質の向上

当社グループでは、お客様にさらに満足いただける介護・福祉サービスを提供するために、介護就業者の安定的な確保と定着率向上が課題であると認識しております。介護就業者への階層別教育

や採用者への導入教育を実施し、より働きやすい職場環境づくりを推進することで、職員の定着向上を図り、質の高いサービスの提供を目指してまいります。

② 収益性の向上

施設介護事業における入居者数の減少による施設稼働率の低下は介護事業の業績に大きく影響を及ぼすことが課題であると認識しております。当社グループでは、WebやSNSの積極的な活用や内覧会を通じて、入居を検討されるご家族様との接触機会を増やしております。リハビリ、喀痰吸引、認知症対応などお客様一人ひとりのニーズを把握したうえで介護サービスを提供し、お客様に選ばれる事業者となることで、安定的に高い施設稼働率の実現を図ってまいります。また、採用活動の強化、DXの推進、キャリアパスの明確化、教育・研修体制の整備、現場管理機能の強化などに取り組むことで、生産性の向上に努めてまいります。

(5) 主要な事業内容 (2023年3月31日現在)

当社グループは、当社、連結子会社5社及び持分法適用関連会社2社で構成されており、「総合人材サービス事業」及び「その他の事業」を営んでおります。「総合人材サービス事業」では、製造系人材サービスとして製造派遣・製造請負を、事務系人材サービスとして、一般事務派遣、BPO(注)を行っております。また「その他の事業」では、介護・福祉事業(施設介護・在宅介護)を行っております。

当社グループでは、「人を育て人を活かす」という創業理念に基づき、働く人が働き甲斐を持ち成長していける職場を作り上げていくとともに、企業としての成長にも貢献できるサービスの提供を目指しております。さらに今後においても提供するサービスの質の向上を目指し、当社グループの事業成長を図ってまいります。

(注) BPO(Business Process Outsourcing)とは、企業運営上の業務やビジネスプロセスを、専門企業に外部委託することを指します。

(総合人材サービス事業)

① 製造系人材サービス

(当社・株式会社バクトル伸和・株式会社ニコン日総プライム・日総ぴゅあ株式会社)

イ 製造派遣

製造派遣は、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」(以下「労働者派遣法」という)に従い事業を行っており、自動車、電子部品、精密機器、住宅設備をはじめとしたメーカーに対し派遣サービスを提供しております。

派遣事業を行う企業は厚生労働省より労働者派遣事業の許可を受け、顧客企業(派遣先企業)と当社との間で労働者派遣契約を締結、また就業希望者と当社との間で雇用契約を締結したうえで就業者を派遣先企業に派遣しております。派遣先企業に派遣された就業者は、派遣先企業の指揮命令のもとで業務に従事し、品質管理や労務管理は派遣先企業が

うこととなります。このように派遣契約においては、派遣労働者の雇用者（グループ各社）と業務上の指揮命令者（派遣先企業）が異なることが特徴であります。

□ 製造請負

製造請負は、自動車、電子部品、精密機器、住宅設備をはじめとしたメーカーに対しサービスを提供しております。この製造請負では、製造派遣とは異なり、請負会社（グループ各社）が、自ら指揮命令を行い、自社による生産、品質管理や労務管理及び職場運営体制を構築しなければならないことが特徴であり、発注者（メーカー）からの注文に対し、自社管理体制のもとで製造や加工、検査等を行い、完成品（成果）を納品しております。

ハ その他

上記に含まれないものとして、当社の特例子会社（注）（日総ぴゅあ株式会社）において軽作業請負、物販事業を行っております。

（注）特例子会社：障害者の雇用機会の確保（法定雇用率）は、個々の事業主（企業）ごとに義務づけられていますが、一定の要件を満たす場合には、特例としてその子会社に雇用されているものとみなして、実雇用率が算定できます。

② 事務系人材サービス（日総ブレイン株式会社）

一般事務派遣、ＢＰＯ

一般事務派遣は、労働者派遣法に従い事業を行っており、主としてオフィス事務や受付業務などの派遣サービス提供を行っております。

派遣事業を行う企業は労働者派遣事業の許可を受け、顧客企業（派遣先企業）と日総ブレイン株式会社との間で労働者派遣契約を締結、また就業希望者と日総ブレイン株式会社との間で雇用契約を締結したうえで就業者を派遣先企業に派遣しております。この派遣契約においては派遣労働者の雇用者（日総ブレイン株式会社）と業務上の指示命令者（派遣先企業）が異なることが特徴であります。

また、一括して業務を受託するＢＰＯを一部行っております。

（その他の事業）（日総ニフティ株式会社）

神奈川県横浜市及び福島県いわき市を中心として、施設介護（介護付有料老人ホーム）及び在宅介護等の介護・福祉事業を展開しております。

① 施設介護

神奈川県横浜市にて、有料老人ホーム６か所を運営し入居者に対する介護サービスの提供を行っております。

② 在宅介護

介護ステーションを神奈川県横浜市に１か所、福島県いわき市に２か所、通所介護施設を福島県いわき市に２か所展開しております。

(6) 主要な営業所等 (2023年3月31日現在)

① 当社

本 社	神奈川県横浜市港北区	
営 業 所	秋 田 営 業 所 (秋田県大仙市) 北 上 営 業 所 (岩手県北上市) 仙 台 営 業 所 (宮城県仙台市) 郡 山 営 業 所 (福島県郡山市) 宇 都 宮 営 業 所 (栃木県宇都宮市) 大 宮 営 業 所 (埼玉県さいたま市) 千 葉 営 業 所 (千葉県千葉市) 八 王 子 営 業 所 (東京都八王子市) 厚 木 営 業 所 (神奈川県厚木市)	長 野 営 業 所 (長野県長野市) 金 沢 営 業 所 (石川県金沢市) 浜 松 営 業 所 (静岡県浜松市) 名 古 屋 営 業 所 (愛知県名古屋市) 大 阪 営 業 所 (大阪府大阪市) 岡 山 営 業 所 (岡山県岡山市) 島 根 営 業 所 (島根県出雲市) 広 島 営 業 所 (広島県広島市) 福 岡 営 業 所 (福岡県福岡市)

② 子会社

会社名	本店所在地
日総ブレイン株式会社	神奈川県横浜市鶴見区
日総ぴゅあ株式会社	神奈川県横浜市港北区
日総ニフティ株式会社	神奈川県横浜市港北区
株式会社ベクトル伸和	愛知県知立市
株式会社ニコン日総プライム	神奈川県横浜市港北区

(7) 使用人の状況 (2023年3月31日現在)

① 企業集団の状況

セグメントの名称	従業員数 (人)
総合人材サービス事業	1,920 (234)
その他の事業	255 (65)
合計	2,175 (299)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数 (パートタイマー) は、最近1年間の平均人員を () 外数で記載しております。
2. このほかに無期雇用社員・期間契約社員 (製造スタッフ、派遣スタッフ) が最近1年間の平均で16,561名おります。

② 当社の状況

従業員数 (人)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)	平均年間給与 (円)
1,290 (208)	42.0	9.6	4,819,518

セグメントの名称	従業員数 (人)
総合人材サービス事業	1,290 (208)
合計	1,290 (208)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数 (パートタイマー) は、最近1年間の平均人員を () 外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. このほかに無期雇用社員・期間契約社員 (製造スタッフ) が最近1年間の平均で15,125名おります。

(8) 主要な借入先の状況 (2023年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	855百万円
株式会社横浜銀行	855百万円
株式会社みずほ銀行	398百万円
株式会社あおぞら銀行	400百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2023年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 102,400,000株
- ② 発行済株式の総数 34,353,200株 (うち自己株式328,480株)
(注) 当事業年度中のストックオプションの行使により、発行済株式の総数が22,400株増加しております。
- ③ 株主数 6,119名
- ④ 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
N S ホールディングス株式会社	13,917,400株	40.90%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	2,702,700株	7.94%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	2,492,800株	7.33%
清 水 唯 雄	1,022,600株	3.01%
清 水 智 華 子	974,000株	2.86%
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN (CASHPB)	506,500株	1.49%
岩 重 正 一	433,800株	1.27%
日 総 工 産 従 業 員 持 株 会	433,600株	1.27%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	304,700株	0.90%
MSIP CLIENT SECURITIES	264,800株	0.78%

- (注) 1. 当社は、自己株式を328,480株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式 (328,480株) を控除して計算しております。
3. 2023年3月20日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、野村アセットマネジメント株式会社及び他1社が2023年3月15日現在で、以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況は、株主名簿上の所有株式数に基づき記載しております。なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	保有株券等の数	株券等保有割合
ノムラ インターナショナル ピーエルシー (NOMURA INTERNATIONAL PLC)	71,400株	0.21%
野村アセットマネジメント株式会社	1,695,400株	4.94%
合計	1,766,800株	5.14%

4. 2023年3月7日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及び他1社が2023年2月28日現在で、以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況は、株主名簿上の所有株式数に基づき記載しております。なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	保有株券等の数	株券等保有割合
三井住友DSアセットマネジメント株式会社	1,130,500株	3.29%
SMB C日興証券株式会社	600,100株	1.75%
合計	1,730,600株	5.04%

- ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況
 当社は、2019年6月27日開催の第39回定時株主総会に基づき、譲渡制限付株式報酬制度を導入いたしました。これを受け、2022年7月19日開催の臨時取締役会において譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分を決議し、同年8月4日付で取締役（社外取締役を除く。）1名に対し自己株式19,964株の処分を行っております。
- ⑥ その他株式に関する重要な事項
 該当事項はありません。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
 該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
 該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況 (2023年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長執行役員兼CEO	清水竜一	清水興産株式会社 取締役 株式会社CWホールディングス 代表取締役 NSホールディングス株式会社 取締役 一般社団法人日本BPO協会 会長 一般社団法人人材サービス産業協議会 副理事長
取締役	門澤慎	門澤公認会計士事務所 所長 一般社団法人虎ノ門会 理事 株式会社ブルータス・マネジメントアドバイザー ー 代表取締役社長
取締役	大野美樹	法律事務所クレイン 弁護士
常勤監査役	石田章	日総ブレイン株式会社 監査役 日総ニフティ株式会社 監査役
監査役	長谷川隆太	日総びゅあ株式会社 監査役
監査役	坂野英雄	坂野公認会計士事務所 所長 有限責任大有監査法人 代表社員

- (注) 1. 取締役門澤慎氏及び取締役大野美樹氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役石田章氏、監査役長谷川隆太氏及び監査役坂野英雄氏は、社外監査役であります。
 3. 当社は、社外取締役である門澤慎氏及び大野美樹氏並びに社外監査役である石田章氏、長谷川隆太氏及び坂野英雄氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 4. 取締役門澤慎氏、監査役石田章氏、監査役長谷川隆太氏及び監査役坂野英雄氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 ・取締役門澤慎氏及び監査役坂野英雄氏は、公認会計士の資格を有しております。
 ・監査役石田章氏及び長谷川隆太氏は、金融機関における豊富な経験と幅広い知見を有しております。
 5. 当事業年度中に退任した取締役は次のとおりであります。

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
宇田川利保	2022年6月29日	任期満了	取締役常務執行役員兼COO

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各取締役（業務執行取締役等を除く。）及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

③ 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び子会社の取締役、監査役及び執行役員等の主要な業務執行者であり、被保険者は保険料を負担していません。

当該保険契約により、被保険者が株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事項があります。

⑤ 取締役及び監査役の報酬等

イ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年2月16日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際して、あらかじめ決議する内容について指名報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該方針と整合していることや、指名報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の概要は以下のとおりであります。

a. 基本方針

当社の取締役の報酬は、短期業績の達成及び中期経営計画の実現により、持続的な企業価値の向上を図るためのインセンティブとして十分に機能するよう、株主利益と連動した報酬体系とする。また、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

b. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、取締役の役割・責務等を勘案して決定し、毎月一定額を支給する。なお、社外取締役に対する報酬は、経営の監督機能を担う立場を考慮し、基本報酬のみとする。

c. 業績連動報酬並びに非金銭報酬の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件に関する方針を含む。）

業績連動報酬は、短期業績の達成責任を明確にし、中期経営計画の達成及び企業価値向上への貢献意欲を高めるため、連結営業利益の目標達成率に応じて算出される額を毎年一定の時期に支給する。

非金銭報酬は、株主との価値共有及び取締役の株価への意識付け、中長期の企業価値向上に対するインセンティブとするため、譲渡制限期間を設定した譲渡制限付株式を付与することとし、役位等を総合的に勘案して決定した付与株式数を、定時株主総会終結後の一定の時期に付与する。

d. 基本報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役（社外取締役除く。）の種類別の報酬割合については、上位の役位ほど業績連動報酬及び譲渡制限付株式報酬のウエイトが高まる構成とする。

e. 取締役の個人別の報酬の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会の決議に基づき、代表取締役にその具体的内容の決定を委任する。また、その権限の内容は、各取締役の基本報酬及び業績連動報酬の額とする。

取締役会は、当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう、指名報酬委員会に原案を諮問の上、上記の委任を受けた代表取締役は、その答申を踏まえ、個人別報酬の内

容を決定しなければならないこととする。

非金銭報酬は、指名報酬委員会の答申を踏まえ、取締役会で取締役個人別の割り当て株式数を決定することとする。

□ 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	員数	報酬等の額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		
			基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬
取 締 役 (うち社外取締役)	4名 (2名)	87 (15)	66 (15)	8 (-)	12 (-)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (3名)	26 (26)	26 (26)	- (-)	- (-)
合 計 (うち社外役員)	7名 (5名)	114 (41)	93 (41)	8 (-)	12 (-)

- (注) 1. 上表には、2022年6月29日開催の第42回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 業績連動報酬にかかる指標につきましては、3か年連結売上高成長率、連結営業利益の期初目標比および中期経営計画目標比とし、個人業績指標は個別に設定しております。当該指標を選択した理由は短期業績の達成責任を明確にし、中期経営計画の達成及び企業価値向上への貢献意欲を高めるためであります。業績連動報酬の算定の額は、事業報告の(本招集ご通知58ページ)「(3)⑤取締役及び監査役の報酬等」に記載するところに従って算定され、その算定に用いた業績指標の実績は、3か年連結売上高成長率6.6%、連結営業利益22億86百万円の達成率85%であります。
4. 非金銭報酬の内容は当社の株式であり、割当の際の条件等は、「イ. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」のとおりであります。また当事業年度における交付状況は「2.(1)⑤当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。
5. 取締役の報酬限度額は、2019年6月27日開催の第39回定時株主総会において、基本報酬を年額300百万円以内(うち社外取締役分は年額30百万円以内)、短期インセンティブ報酬としての単年度における全社連結業績に連動した業績連動報酬を年額300百万円以内(社外取締役を除く。)と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、6名(うち社外取締役は2名。)です。また、上記年額報酬とは別枠で、同定時株主総会において、取締役(社外取締役を除く。)に対して、中長期インセンティブ報酬として譲渡制限付株式報酬を年額50百万円以内と決議いただいております。
- なお、上記各報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。当該株主総会終結時点の取締役(社外取締役を除く。)の員数は、3名です。
6. 監査役の報酬限度額は、2006年6月28日開催の第26回定時株主総会において、ストックオプション報酬額を含めて年額60百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名です。
7. 取締役会は、代表取締役社長執行役員兼CEO清水竜一に対し、各取締役の基本報酬の額及び社外取締役を除く各取締役の業績連動報酬の配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

⑥ 社外役員に関する事項

イ 他の法人等の兼務の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役門澤慎氏は、門澤公認会計士事務所所長、一般社団法人虎ノ門会理事及び株式会社プルータス・マネジメントアドバイザー代表取締役社長であります。当社と兼職先との間に特別な関係はありません。
- ・取締役大野美樹氏は、法律事務所クレイン弁護士であります。当社と兼職先との間に特別な関係はありません。
- ・監査役坂野英雄氏は、坂野公認会計士事務所所長、有限責任大有監査法人代表社員であります。当社と兼職先との間に特別な関係はありません。

ロ 会社又は会社の特定関係事業者の業務執行者または業務執行者でない役員との親族関係
該当事項はありません。

ハ. 当事業年度中における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 門 澤 慎	当事業年度に開催された取締役会20回の全てに出席いたしました。主に公認会計士及び経営者としての豊富な経験と専門的知識を有しており、取締役会において、主に財務及び会計の観点から適宜発言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名報酬委員会の委員長として、当事業年度に開催された委員会11回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の取締役候補者の選定や取締役報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。
取締役 大 野 美 樹	当事業年度に開催された取締役会20回の全てに出席いたしました。弁護士としての豊富な経験と専門的知識を有しており、取締役会において、弁護士としての専門的見地から適宜発言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会11回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の取締役候補者の選定や取締役報酬等の決定過程において、公正な意見・提言を行っております。
監査役 石 田 章	当事業年度に開催された取締役会20回の全てに、また、監査役会14回の全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、他社の経営者としての豊富な経験から適宜発言を行っております。また、指名報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会11回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の取締役候補者の選定や取締役報酬等の決定過程において、公正な意見・提言を行っております。
監査役 長 谷 川 隆 太	当事業年度に開催された取締役会20回のうち19回、また、監査役会14回のうち13回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、金融機関における豊富な経験から適宜発言を行っております。
監査役 坂 野 英 雄	当事業年度に開催された取締役会20回の全てに、また、監査役会14回の全てに出席いたしました。公認会計士及び税理士としての豊富な経験と専門的な知識から、出席した取締役会及び監査役会において、適宜発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 E Y新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	40百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	40百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容
該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針
監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。
また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要
当社と会計監査人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としております。なお、当該責任限定契約が認められるのは、当該会計監査人が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

⑥ 会計監査人が現に受けている業務停止処分
該当事項はありません。

⑦ 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分
該当事項はありません。

3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社では、当社及び子会社（以下「当社グループ」という）が業務の適正を確保できるよう、その体制の整備について、取締役会において以下のとおり決議しています。

1. 当社グループの取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①当社は、コンプライアンスはもとより高い倫理観を持って健全で誠実な事業活動を行うため、「日総グループ企業行動憲章」及び具体的な行動指針として「日総グループ社員行動規範」を定めるとともに、取締役は率先してこれを実践し、社内イントラシステムに掲載するなどして使用人への周知徹底を図っている。

②当社は、法令や企業倫理、社内規程等の、当社グループ全体での遵守徹底を図るため、「コンプライアンス規程」を定め、社長を委員長とした「企業価値向上委員会」を設置し、健全で誠実な事業活動を推進する。

③取締役は、重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合は、取締役会に報告するものとする。

④当社グループは、反社会的勢力からの不当要求に対して毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たないことを具体的な行動指針に定め、取締役及び使用人に周知徹底して、これらの勢力との関係を排除する。

⑤当社は、会社財産の保全並びに経営効率の向上を図るため、「内部監査規程」を定め、独立性を持った内部監査部門を設置し、当社グループの業務全般に対し、法令等の遵守や業務執行の状況等について監査する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

①当社は、取締役会議事録等の法令で定められた文書及びその他重要な意思決定に係る文書について、「文書管理規程」を定め、管理責任を明確にしたうえで、適正に保存・管理する。また、必要に応じ、閲覧できる体制を維持する。

②当社は、機密に係る情報について、「情報管理規程」を定め、セキュリティの確保を図る。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

①当社は、事業目的に影響を与えるリスク（以下リスクという）について、「リスク管理規程」を定めるとともに、リスクに適切に対応できる体制の整備を図るため、当社グループ各社が参加する「企業価値向上委員会」（以下「委員会」という）を設置する。委員会は、原則として1年に3回開催し、その他必要に応じて随時開催するものとする。

②委員会は、「リスク管理規程」に基づいて、具体的なリスクの特定・分析・評価を行い、その対応方針を定める。また、リスク管理状況を監視し、緊急対応の必要がある場合は、緊急の委員会を開催して必要な対応を行う。

③委員会は、リスクに関する事項を定期的に取り締役に報告する。

④当社グループの各部門長は、担当部門領域におけるリスク管理の責任を負い、リスクに関し報告が必要な緊急事態が発生した場合は、速やかに委員会事務局へ報告しなければならない。また、担当部門領域において明確にされた重要なリスク及び個別案件のリスク等への対応策を事業計画に盛り込む等、適切な管理を行わなければならない。

⑤当社グループの各部門長は、複数の部門等に関わるリスク及び顕在化のおそれがある重大なリスクについては、関連する部門等で情報を共有したうえで、対応体制を明確にし、適切に対処しな

なければならない。

⑥当社グループは、事業目的に影響を与えるリスク等が顕在化した場合に、これに迅速、的確に対応するため、予めその対応体制や手順等を規程等に定め、危機発生時の報告体制や迅速かつ適切な対応が可能な仕組みの構築、維持及び向上を図る。

⑦当社グループは、事業継続計画を策定し、災害発生後の事業継続を迅速に進められる体制の整備に努める。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①当社グループは、「取締役会規程」を定め、取締役会の運営や付議事項等を明確にする。

②取締役会は、取締役及び使用人の業務遂行の円滑かつ効率的な運営を図るため、「組織・業務分掌規程」、「職務権限規程」を定め、各部門の分掌事項、各職位の基本的役割と職務及び権限等を定める。

5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①当社は、コンプライアンスはもとより高い倫理観を持って健全で誠実な事業活動を行うため、「日総グループ企業行動憲章」及び具体的な行動指針として「日総グループ社員行動規範」を定めるとともに、取締役は率先してこれを実践し、社内イントラシステムに掲載するなどして使用人への周知徹底を図っている。

②当社は、法令や企業倫理、社内規程等の、当社グループ全体での遵守徹底を図るため、「コンプライアンス規程」を定め、社長を委員長とした「企業価値向上委員会」を設置し、健全で誠実な事業活動を推進する。

③当社グループは、「公益通報者保護規程」を設け、当社グループにおける法令違反等を早期に発見する体制を整備するとともに、通報者に不利益が生じないことを確保する。

④当社グループは、反社会的勢力からの不当要求に対して毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たないことを具体的な行動指針に定め、取締役及び使用人に周知徹底して、これらの勢力との関係を排除する。

⑤当社は、会社財産の保全並びに経営効率の向上を図るため、「内部監査規程」を定め、独立性を持った内部監査部門を設置し、当社グループの業務全般に対し、法令等の遵守や業務執行の状況等について監査する。

6. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

①当社は、当社グループの公正な事業活動を推進するため、当社グループ共通の「日総グループ企業行動憲章」及び具体的な行動指針として「日総グループ社員行動規範」を定め、当社グループ各社は、取締役及び使用人に周知徹底を図るものとする。

②当社は、当社グループの経営強化を図るため、「関係会社管理規程」を定め、子会社の事業運営に関する重要な事項について当社への報告を必要とするほか、特に重要な事項については当社の取締役会への付議を行う。

③当社の内部監査部門は、当社グループ各社に対し、定期的に、また、必要に応じて監査を実施する。また、内部監査部門は、監査役及び会計監査人と連携し、監査を通じて、当社グループの業務の適正の確保に努める。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、直ちに選任を行う。

8. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ①当社は、監査役の職務を補助する使用人に、監査役の指揮命令の下で職務を執行させるものとする。
- ②当社は、監査役の職務を補助する使用人の人事に関する事項の決定について、監査役と事前に協議しなければならない。

9. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ①当社は、「取締役会」、「企業価値向上委員会」、その他の重要な会議への出席を監査役に要請する。
- ②当社の代表取締役及び内部監査部門は、監査役と連携を保ち、定期的に情報交換を行う。
- ③当社グループの取締役及び使用人は、監査役から重要な情報の報告を求められた場合、これに応じなければならない。
- ④当社は、監査役への報告に関し、当該報告者が、その報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保する。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①当社は、「取締役会」、「企業価値向上委員会」、その他の重要な会議への出席を監査役に要請する。
- ②当社は、監査役の求めに応じ、会議議事録等の重要文書を閲覧できる体制を整備する。
- ③当社は、監査役が職務を遂行するために要する費用について監査役に確認の上、予算を策定し、また、監査役が職務等を執行するにあたり生ずる費用の前払いまたは償還の体制を整備する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

1. コンプライアンス体制

- ①健全で誠実な事業活動を行う企業としての根幹となる考え方を示す「日総グループ企業行動憲章」及び具体的な行動指針となる「日総グループ社員行動規範」を定めており、当憲章及び当規範を記したポケットリーフレット「日総みちしるべ」を、当社及び子会社の役員・従業員に配布して法令遵守や倫理的な行動の周知徹底を図っております。
- ②企業経営の根幹となるべきコンプライアンスを共有し意識を徹底するために「倫理方針」を掲げ、当社並びに役員及び従業員は、法規倫理遵守、不適切な利益の排除、情報の開示と透明性、知的財産の保護、公正・透明・自由な競争と取引、身元の保護と報復の排除を周知徹底し、コンプライアンス経営をより一層進めております。
- ③「コンプライアンス規程」に基づき、コンプライアンスに関する教育体制を整え、役員・従業員に対し、定期教育を実施しました。
- ④当社及び子会社では、法令違反等を早期に発見するため、「公益通報者保護規程」を定め、外部窓口として「日総グループ内部通報窓口」を設置し、通報者への不利益な取り扱いを禁止するとともに、通報があった場合の調査、是正措置及び再発防止措置を講じる体制を整え、運用しております。

2. リスク管理体制

①「リスク管理規程」を整備し、取締役、監査役、上席執行役員、執行役員、子会社の代表者及び内部監査室長が参加する「企業価値向上委員会」を、当事業年度は3回開催しました。また、リスクマップを整備し、事業に影響を与えるリスクの特定・分析・評価を行って、リスクに適切に対応するための体制を整え、運用しております。

②「リスク管理規程」に基づき、リスクに関する教育体制を整え、役員・従業員に対し、定期教育を実施いたしました。

③「内部監査規程」及び「関係会社管理規程」に基づき、内部監査室が当社及び子会社の内部監査を実施し、内部監査報告書を通じて、当社及び子会社の社長に報告がなされております。

3. 当社グループ経営管理体制

①「取締役会規程」において、子会社の経営に関する重要事項については、当社取締役会で決議を行うことを定めており、本規程に基づいた決議が適正に行われております。

②毎月1回、「グループ会議」を開催し、業績その他経営に関する重要事項の報告、討議を行っており、当社グループの経営強化を図っております。当事業年度は12回開催いたしました。

4. 取締役の職務執行について

社外取締役2名を含む3名で構成された取締役会を当事業年度は定例で12回、臨時で8回開催いたしました。計20回の取締役会において、事業の報告及び経営上の重要事項の承認等を行いました。

5. 監査役の職務執行について

①監査役会は監査役3名（うち社外監査役3名）で構成し、監査が実効的に行われることを確保するための体制を整え、運用しております。

②監査役が「取締役会」、「グループ会議」、「企業価値向上委員会」に出席し、必要のある時は意見を述べることで、取締役の職務執行の状況を監査しております。また、代表取締役と定期的に会合を持ち、意見交換を行っております。さらに、内部監査室及び会計監査人と緊密な連携をとり、監査の実効性と効率性の向上に努めております。

③当事業年度において、監査役会は14回開催いたしました。

4. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元と企業価値の向上を経営の重要課題と位置付けており、成長投資のための資金の確保、並びに事業環境の変化に対応できる企業体質の強化とのバランスを考慮しつつ、連結配当性向30%以上を目安に、株主の皆さまへ安定した利益還元を継続することを基本方針としております。

なお、当社は期末配当を原則として考えておりますが、株主への利益還元の充実を図るため、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことができる旨を定款で定めております。中間配当については業績動向等を勘案しながら機動的に行うことを可能とするため、取締役会を決定機関としております。

連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	21,747	流 動 負 債	12,187
現金及び預金	9,800	1年内返済予定の長期借入金	490
電子記録債権	116	リース債務	2
売掛金	10,870	未払費用	6,119
前払費用	655	未払法人税等	555
その他	309	未払消費税等	2,104
貸倒引当金	△5	契約負債	245
固 定 資 産	8,344	賞与引当金	1,395
有 形 固 定 資 産	4,660	株主優待引当金	104
建物及び構築物	1,795	その他	1,169
土地	2,670	固 定 負 債	3,097
その他	195	長期借入金	2,019
無 形 固 定 資 産	1,514	リース債務	5
リース資産	1	繰延税金負債	109
のれん	868	退職給付に係る負債	583
その他	644	その他	380
投資その他の資産	2,169	負 債 合 計	15,284
投資有価証券	343	(純 資 産 の 部)	
敷金及び保証金	643	株 主 資 本	14,563
繰延税金資産	765	資本金	2,016
退職給付に係る資産	77	資本剰余金	2,367
その他	366	利益剰余金	10,460
貸倒引当金	△27	自己株式	△281
資 産 合 計	30,092	その他の包括利益累計額	4
		為替換算調整勘定	0
		退職給付に係る調整累計額	3
		非支配株主持分	239
		純 資 産 合 計	14,807
		負 債 純 資 産 合 計	30,092

連結損益計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	90,827
売上原価	76,272
売上総利益	14,554
販売費及び一般管理費	12,286
営業利益	2,268
営業外収益	
受取利息	3
受取配当金	0
助成金収入	142
受取家賃	40
その他	39
営業外費用	
支払利息	10
持分法による投資損失	55
貸借費用	21
損害賠償金	24
その他	32
経常利益	145
税金等調整前当期純利益	2,349
法人税、住民税及び事業税	2,349
法人税等調整額	845
当期純利益	△101
非支配株主に帰属する当期純損失	744
親会社株主に帰属する当期純利益	1,604
	△17
	1,622

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

連結株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当期首残高	2,016	2,368	9,454	△298	13,540
当期変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）	0	0			1
剰余金の配当			△611		△611
親会社株主に帰属する当期純利益			1,622		1,622
自己株式の処分		△1	△4	17	11
連結子会社の増加による非支配株主持分の増減					-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					-
当期変動額合計	0	△0	1,006	17	1,023
当期末残高	2,016	2,367	10,460	△281	14,563

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			非支配株主持分	純 資 産 合 計
	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当期首残高	0	17	18	-	13,559
当期変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）					1
剰余金の配当					△611
親会社株主に帰属する当期純利益					1,622
自己株式の処分					11
連結子会社の増加による非支配株主持分の増減				239	239
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△0	△14	△14		△14
当期変動額合計	△0	△14	△14	239	1,248
当期末残高	0	3	4	239	14,807

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	18,371	流動負債	10,432
現金及び預金	8,375	1年内返済予定の長期借入金	490
電子記録債権	116	リース債務	1
売掛金	9,202	未払費用	5,545
前払費用	586	未払法人税等	508
その他	93	未払消費税等	1,930
貸倒引当金	△3	賞与引当金	995
固定資産	8,613	株主優待引当金	104
有形固定資産	4,410	その他	856
建物及び構築物	1,668	固定負債	2,616
土地	2,561	長期借入金	2,019
その他	179	退職給付引当金	583
無形固定資産	165	その他の引当金	5
リース資産	1	その他	8
その他	164	負債合計	13,049
投資その他の資産	4,038	(純資産の部)	
投資有価証券	185	株主資本	13,935
関係会社株式	2,409	資本金	2,016
長期貸付金	623	資本剰余金	2,367
敷金及び保証金	90	資本準備金	2,367
前払年金費用	59	利益剰余金	9,832
繰延税金資産	602	利益準備金	40
その他	93	その他利益剰余金	9,792
貸倒引当金	△27	特定株式積立金	75
資産合計	26,985	別途積立金	2,800
		繰越利益剰余金	6,917
		自己株式	△281
		純資産合計	13,935
		負債純資産合計	26,985

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

損益計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	80,776
売上原価	67,330
売上総利益	13,445
販売費及び一般管理費	11,177
営業利益	2,267
営業外収益	
受取利息	3
助成金収入	93
受取家賃	56
その他	32
合計	185
営業外費用	
支払利息	10
賃貸費用	56
損害賠償金	24
その他	25
合計	116
経常利益	2,337
税引前当期純利益	2,337
法人税、住民税及び事業税	768
法人税等調整額	△69
当期純利益	1,638

株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本											純資産 合計
	資 本 金	資本剰余金			利 益 剰 余 金					自己株式	株主資本 合計	
		資本準備 金	その他資 本剰余金	資本剰余 金 合 計	利益準備 金	その他利益剰余金			利益剰余 金 合 計			
					特定株 式積立 金	別 途 積立金	繰越利 益剰余 金					
当期首残高	2,016	2,367	1	2,368	40	75	2,800	5,895	8,810	△298	12,896	12,896
当期変動額												
新株の発行（新株予約権の行使）	0	0		0							1	1
剰余金の配当								△611	△611		△611	△611
当期純利益								1,638	1,638		1,638	1,638
自己株式の処分			△1	△1				△4	△4	17	11	11
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)											-	-
当期変動額合計	0	0	△1	△0	-	-	-	1,022	1,022	17	1,039	1,039
当期末残高	2,016	2,367	-	2,367	40	75	2,800	6,917	9,832	△281	13,935	13,935

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月24日

日総工産株式会社
取締役会 御中

E Y 新日本有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 井上 秀之
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 田島 一郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日総工産株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日総工産株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月24日

日総工産株式会社
取締役会 御中

E Y 新日本有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 井上 秀之
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 田島 一郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日総工産株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第43期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにあり。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第43期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社からの事業の報告を受けました。
 - ①取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、EY新日本有限責任監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じ説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月26日

日総工産株式会社 監査役会

常 勤 監 査 役 石 田 章 ㊟
(社外監査役)

社 外 監 査 役 長 谷 川 隆 太 ㊟

社 外 監 査 役 坂 野 英 雄 ㊟

以 上

トピックス

2022年

5月 ニコン日総プライム連結子会社化を決議

(子会社化は2022年7月1日)

株式会社ニコン日総プライムの出資持分を追加取得し、連結子会社化することを決議(2022年5月19日)

8月 ドクターズと資本業務提携

デジタルヘルスを活用した、新たな「医・人・働」サービスの開発に着手
ドクターズ株式会社(本社:東京都港区、代表取締役社長兼CEO:柳川貴雄)との間で、資本参加を含む業務提携の基本合意契約を締結(2022年8月26日)

12月 インターステラへの出資・パートナーシップ協定締結

インターステラテクノロジズ株式会社(本社:北海道広尾郡大樹町、代表取締役社長:稲川貴大)の発行する株式を通じて同社への出資、また、人材活用でのパートナーシップ協定を締結(2022年12月1日)



7月 派遣スタッフ管理システムの共同開発に向けた提携開始

株式会社クラウドスタッフィング(本社:神奈川県横浜市、代表取締役:江本亮)に対する資本業務提携に合意(2022年7月29日)

11月 各地域の経済産業局が主導する地域コンソーシアムに参画

- ・東北経済産業局「東北半導体・エレクトロニクスデザイン研究会」への参画(2022年11月1日)
- ・中国経済産業局「中国地域半導体関連産業振興協議会」への参画(2022年11月25日)
- ・九州経済産業局「九州半導体人材育成等コンソーシアム」への参画(2023年4月5日)

1月 働きものを、幸せものに。

創業50年を超えて、次の時代に向けて新たな日総グループブランドメッセージを策定(2023年1月12日)



2023年

4月 2023年度入社式の開催

日総グループの新卒者入社式を新横浜プリンスホテルにて開催(2023年4月3日)

4月 日総テクニカルセンター熊本を開設

熊本県に全国9か所目の研修センターとなる「日総テクニカルセンター熊本」を開設(2023年4月13日)



株主総会会場ご案内図

会場

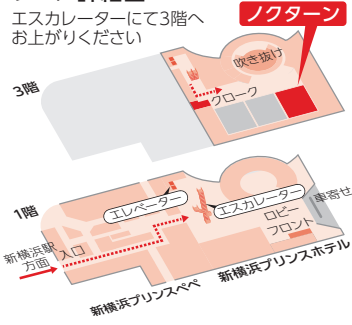
神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目4番
新横浜プリンスホテル 3階 ノクターン

アクセス

- JR「新横浜」駅
横浜線（北口）から徒歩約5分
東海道新幹線（東口または西口）から徒歩約5分
※改札口をられましたら、横浜アリーナ方面出口
へとお向かいください。
- 横浜市営地下鉄ブルーライン「新横浜」駅
（出口3）から徒歩約3分
- 相鉄・東急新横浜線「新横浜」駅
（北改札より出口6）から徒歩約3分



フロア詳細図



ご出席の株主様へのお土産のご用意は
ございません。

日総工産株式会社

〒222-0033

神奈川県横浜市港北区新横浜一丁目4番1号

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

